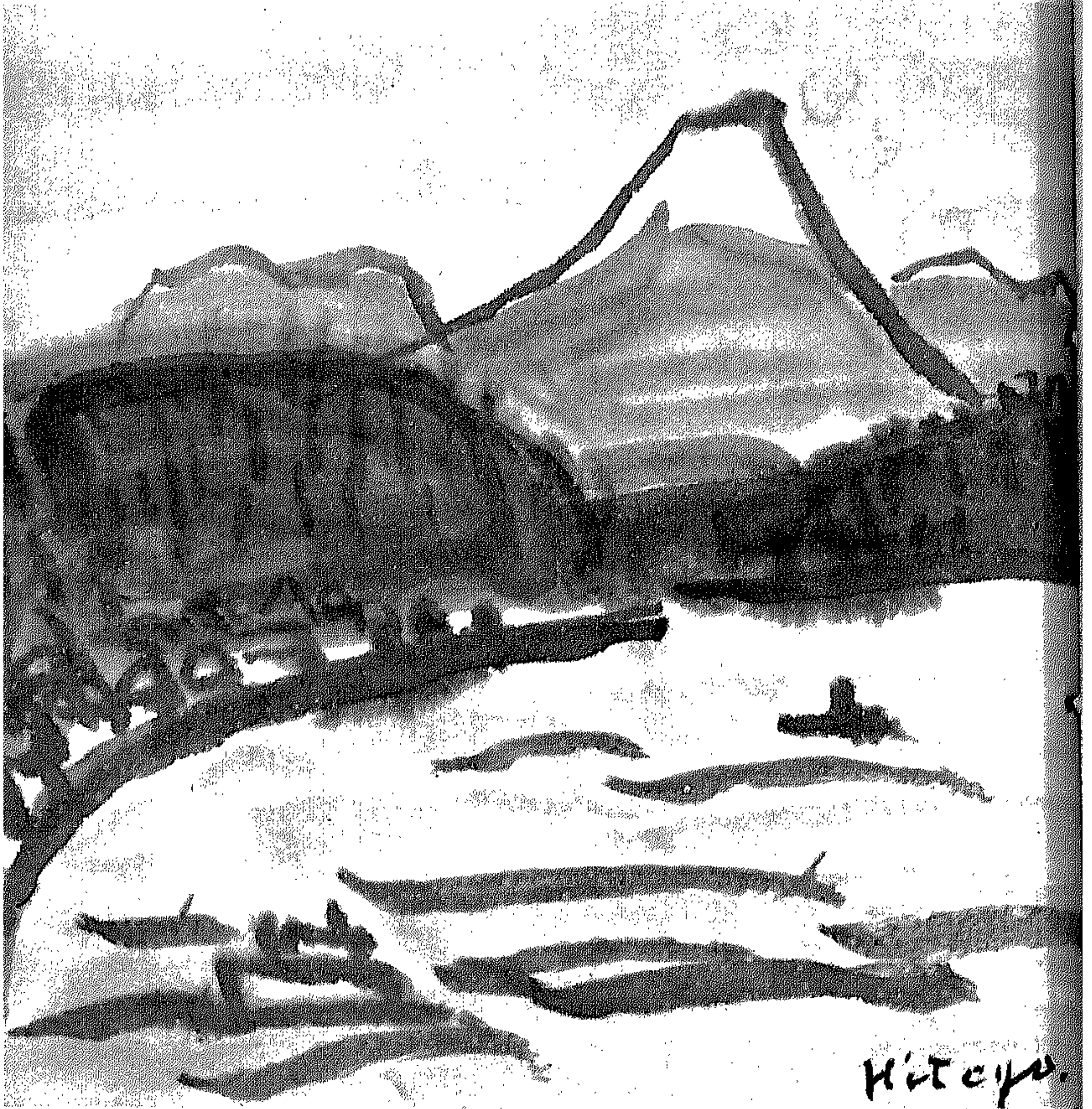


婦人、と、年少者



- ◆ 中小企業に働く年少者の福祉増進の実施方策
- ◆ 福祉国家における民間活動(英国)

6

1958

婦人少年協会

働く少年少女の生活文募集

(1) 個人で書くもの

一、募集文の内容

働く日目の生活には、うれしいこともつらいこともあり
ましよう。その中で、もまれながら暮らしている皆さんで
すが、自分の生活を客観的にながめることから明日への
希望や意見も湧いてくるものです。
皆さんの、どのように働き、何を考え、願っているかを
ありのままにわかりやすく書いて下さい（未発表のもの
に限りません）。

二、原稿の長さ

四〇〇字詰原稿用紙 六枚以内

三、応募資格

十八才未満で働いている人（会社、工場、商店等に雇わ
れている人、商工業、農漁業などの自家の手伝いをして
いる人、納豆うり、靴みがきなど自分で働いている人等
男女、在学者であることを問いません）。

(2) グループで書くもの

一、募集の課題

△働く生活の余暇をどのように使ったらいいか△
職場で、家庭で、働くみなさんにとって貴重な休日、休
憩時間等の余暇を豊かにする、趣味に、娯楽に、教養に利用
することは生活を豊かにするものです。
この余暇をどのように使っているか、どのように使った
らいいか、いく人かの友達が集って話し合っ、その話
し合いの内容をまとめて下さい。

二、話し合いの方法と、そのまとめ方

- 1 話し合いの仲間をきめます。男女まじっていても
かまいません。
- 2 話し合いのしかた、順序を話しあって決めます。
- 3 成人や指導者を交えずに年少労働者の方だけで話し
合っして下さい。
- 4 話し合いの内容を一文にまとめます。

三、原稿の長さ

四〇〇字詰原稿用紙 八枚以内

四、応募資格

十八才以下の働いている男女で、雇われて働いている人、
家業に従事している人、男女を問わない。
三人以上のグループであること。

(1) 及び (2) に共通の規定

一、応募方法

原稿のはじめに、次のことをはっきり書いて下さい。
(イ) 会社等に雇われている人の場合、勤務先の所在地と
名称、産業の種類（グループで書く場合、同一職場のも
のは一括します）
家事手伝いなど、個人の家に雇われている場合、使用
者の氏名とその職業
自家の家業の手伝い、納豆うり、くつみがき等の場合、
この項不要

(ロ) 現住所、氏名（ふりがな）、生年月日
(ハ) グループの場合は代表者に◎印をつけて下さい
自分のしている仕事の種類
匿名を希望するか、しないか

二、締切

昭和三十三年 六月三十日

三、選考

家庭裁判所調停委員 大浜英子
東京都立大学教授 磯村英一
サンデー毎日編集部長 松田ふみ
日本放送協会教育局長 川上行蔵
労働省婦人少年局長 谷野せつ

四、賞

入賞者六〇名に対し、労働大臣賞及び後援者賞を贈ります。

五、入賞発表

第十二回働く年少者の保護運動期間（昭和三十三年十一
月一日〜十日）に直接入賞者あて通知するほか、新聞、
ラジオ等で発表します。

六、送り先

都道府県の婦人少年室あて送付して下さい。

七、その他

(イ) 応募原稿はお返しいたしません。
(ロ) 入選作品の版權は労働省に属します。

主催 労働省

後援 日本新聞協会
日本放送協会

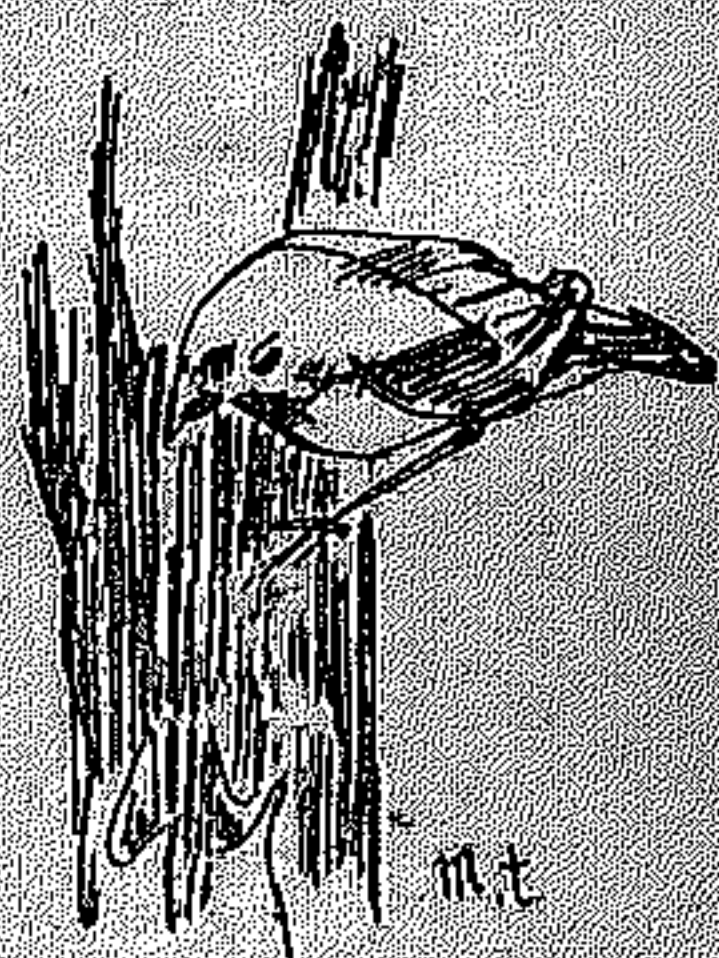
婦人と年少者 六巻六号 目次



中小企業における年少労働者の福 祉増進の実施方策について	年少労働課	8
「社会を明るくする運動」の 実施について	吉野栄二	6
名古屋市中における 牛乳配達児童の実態	年少労働課	8
最近の新聞紙上にあらわれた 商店街週休体制をめぐる問題	年少労働課	10
福祉国家における民間活動	高橋展子	18
私の職業⑤ 「ケースワーカー」	水野苗子 岡田はる子	10
働く年少者のためにこんな ことをしてやりましょう⑧	年少労働課	20

資料室

物品の販売業における年少労働者の実態と問題点	22
新規中学校卒業者の就職状況	26
「売春防止法の一部改正に関する 法律」並びに「婦人補導員法」	28
婦人の文化活動（労働婦人のページ）	32
女子就職者数と完全失業 者数・平均現金給与額	表紙の 3
働く年少者の生活文募集	表紙の 2
婦人少年局ニュース	表紙の 5
表紙	中妻仁代 扉・カット 富山妙子 塚谷政義



中

小企業における年少労働者の 福祉増進の実施方策について

年少労働課

はしがき

最近、東京都その他の大都市においては、間
屋連盟・商店連合会等の中小企業団体が週休制
の実施、給与制度の確立、退職金制度の創設等
の労働条件を改善するとともに、教養・娯楽・
保健衛生・寄宿舎等の従業員の福祉の改善・向
上を図っている。

従来、中小企業では、経営難や事業主の封建
的觀念などのために、大企業に比較して労働条
件や労働環境が低劣で、労働者の福祉が顧みら
れない傾向にあった。従って、中小企業に働い
ている労働者は定着率が悪く、また、新規に採
用する場合も容易に適当な人を得られない憾み
があった。ところが労働行政機関の指導援助の
下、労働条件や労働環境が改善されるととも
に、自主的に労働者の福祉について考慮するよ
うになってきた。

また、中小企業が個々に労働者を採用するこ
とは困難であるので、中小企業団体が中心とな

って、集团的に採用しようという機運が高ま
り、公共職業安定所を通じて集団求人を行うよ
うになってきた。この集団求人は、遠隔地の中
学校・高等学校の新規卒業生を対象とするもの
で、その成果は極めて大きい。しかし、その場
合、中小企業の労働条件や労働環境が良好で、
労働者の福祉が改善されるということが前提条
件となっているので、中小企業団体としては、
各企業に対し、そのような点について改善を図
るよう指導しているのである。このようにして
、中小企業団体が主体となって、労働者の福
祉の改善が行われていることが最近の新しい傾
向となっているのである。

また、中小企業には、特に年少労働者の数が
多く、しかも、年少労働者は心身が未発達であ
り、その健全な成育を考慮しなければならぬ
年齢にあるので、その福祉の改善が緊要となっ
ているのである。そこで、今後、労働省・少年
年局では、中小企業における年少労働者の福祉
の増進を図るための実施方策を樹て、本年五月

十月付をもって、各婦人少年室長に通達した。
その実施方策の概要は、次のとおりである。

一、実施対象の中小企業団体

従来、中小企業協同組合で、従業員の福祉活
動を行っているものも相当数あるが、さきに述
べたように、最近、歴史的に徒弟制度の温存さ
れてきた間屋・商店において、間屋連盟・商店
連合会等が主体となって、従業員の福祉の改善
を図るようになってきたのである。それらの団
体の多くは任意団体であるが、協同組合である
ものもある。とにかく、当面これらの都市地域
の間屋連盟・商店連合会等の中小企業団体及び
生産地（例えば、織物工場・鋳物工場等の同業
種の中小企業が密集している地域にある中小企
業協同組合）を実施の対象として、業務をすす
めることとしたのである。言い換えれば、中小
企業協同組合であろうが、中小企業の任意団体
であろうが、一定の地域に同業種の中小企業が
密集していて、それらの中小企業が団体を組織

4 前記の間屋連盟・商店連合会・中小企業
協同組合等の代表者

5 その地域の事業主で、年少労働者の福祉
について深い関心と理解を持っている者
該当者が、中小企業団体に加入してい
ても、または加入していても差支えな
く、要は、年少労働者の福祉について体験
のあることが好ましい。

なお、その地域に大企業がある場合は、
その事業主を加えることが望ましい。

6 中小企業の労働者で労働組合を組織して
いる場合は、その代表者。労働組合を組織
していない場合は、労働者の中で、年少勞
働者の福祉について深い関心と理解を持
ち、積極的に推進しようという熱意のある
者。

なお、その地域に大企業がある場合は、
その代表者。

さらに、右に掲げた者以外に婦人少年室長が
特に必要と認めた者、例えば、市・町等の青少
年問題協議会の代表者・学識経験者・教育関係
者等に参加されることができるとした。

なお、懇談会は、その中小企業団体の所在す
る地域において人選し開催することが、以後の
具体的な業務の推進にも役立つものと考えられ
るが、郡・市・区・町等の行政区域または、勞
働基準監督署等の管轄区域に、選定された中小
企業団体がいくつかある場合、または、この懇
談会を通じて、広く年少労働者の福祉増進の機
運を醸成しようという場合等には、その区域に

実施対象となつてゐる中小企業団体であつても、

週休制等の労働条件の改善と相俟つて漸進的に
実施してゆくべきである。各都道府県におい
て、まず一か所の中小企業団体のみを選定して
実施しても、やがてそれがモデルとなって、他
に及ぼすことが可能となるであろう。

二、年少労働者の福祉増進を促進する ための懇談会

さて、具体的に或る中小企業団体を実施の対
象として選定した場合に、直接その中小企業団
体に対して年少労働者の福祉を増進するように
持ちかけても、中小企業団体では、まだその態
勢ができていない場合もあるし、また、中小企
業団体だけの力では実施できない場合もあるの
で、まず、中小企業団体及びその団体の所在す
る地域の関係行政機関・関係団体・事業主・勞
働者等で、その機運を醸成することが必要とな
ってくる。そこで、これらの関係者を集めて懇
談会を開催することとしたのである。その主要
なメンバーとしては、具体的には次のような者
が参加することとなる。

1 労働基準監督署長、公共職業安定所及び
労政事務所長

2 市・区・町等の商工課長またはその他の
商工指導関係課長

また、商工指導所がある場合は、その所長
3 市・町等の商工会議所の代表者、また、
その他の商工指導団体がある場合は、そ
の代表者

してゐる場合は、その団体を実施の対象とす
る。従つて、同業種の中小企業の団体であつて
も、相当広汎な地域に事業場が散在するよう
なものや、例えば商店・工場・運送屋等の各業種
を包含したように、業種の多様にわたるもの
は、一応対象外としたのである。同業種の企業
が地域的に密集している場合には、労働者の福
祉活動が行いやすいと考えられるからである。

さて、右に掲げた中小企業団体を実施の対象
とすることとしたが、直ちにそれらのすべてに
ついて実施しようとするものではなく、まず、
その団体に加入している中小企業に年少労働者
が相当数いることが、前提条件となる。また、
その団体において、週休制等の労働条件の改善
が図られていることが必要であろう。どんなに
年少労働者の福祉を増進しようとしても、労働
条件の改善の気運のうすいところでは、年少勞
働者の福祉の改善も行われにくく、まず、労働
条件の改善から着手することが先決問題であ
る。

ところで、週休制が実施されているような場
合には、年少労働者はその余暇を利用して、読
書による教養の向上とか、スポーツによる体位
の向上の機会が持てるのである。その場合、中
小企業が地域的にまとまっておれば、集团的に
指導援助することが比較的容易で、また実効も
あがるものである。そこで、労働条件が改善さ
れているような中小企業団体を選定することが
必要となってくる。さしあたり、週休制が実施
されているところを実施の対象とする。他の実

おいて広く関係者を集めることも差支えないこととした。

また、最近、労働基準監督署が、管内の中小企業団体を対象として、週休制実施促進のために懇談会を開催する等の場合には、婦人少年室が、労働基準監督署と共催の形で開催することもあり得るであろう。

懇談会は、所期の目的を達成するまで再三にわたって開催することが必要と考えられ、その開催に当たっては、その地域を担当する婦人少年室協働員の積極的な協力が必要とされる。

三、年少労働者福祉増進連絡協議会

中小企業団体が自主的に福祉活動を行っている場合、または、前記の懇談会等により年少労働者の福祉増進の機運が醸成された場合に、年少労働者の福祉の増進をその中小企業団体のみに委ねるのではなく、その地域における関係行政機関・関係団体・関係者等が協力して援助促進することが、より適切でしかも容易に年少労働者の福祉の増進が期せられるので、連絡協議会の設置を推進することとしたのである。

連絡協議会は、主として事業主・労働者・民間団体の代表者等の民間人をもって構成され、あくまでも自主的に設置運営されるべきものである。婦人少年室長としては、その設置について単に勧奨援助することとしたのである。連絡協議会の構成員は、設置の主体となる人々によって定められるものであるが、概ね次のようなものであるべきであろう。

要する。

ただ、婦人少年室協働員は、先に述べたように特殊の立場にある者であるから、連絡協議会の一員として参加し、また、会議の開催その他の事務を担当することが望ましい。

さて、連絡協議会は、年少労働者の福祉に関する具体的な実施内容、実施方法等について協議するものであるが、年少労働者の福祉の具体的な内容は非常に広汎なものであり、そのすべてを取り上げて実施することは至難であるので、さしあたりその中小企業団体において最も必要とする問題から取り上げることとし、漸次必要に応じて種々の問題に及ぶべきである。例えば、中小企業団体において週休制を実施したが、年少労働者が休日有効に利用することができない諸条件のある場合には、それについて、例えば運動のために学校の校庭を解放して貰うとか、映画の割引制度を設け、良い映画を安く見せようとかいうように、具体的に協議するのである。協議された事項については、中小企業団体に対して実施するよう勧奨することとなるが、他の行政機関や民間団体等の協力を要する事項については、連絡協議会として連絡し、または交渉し、その促進を図るべきである。要するに、年少労働者の福祉は、中小企業乃至中小企業団体が自主的に増進すべきものであるが、連絡協議会は潤滑油のような機能を果たすべきものである。

連絡協議会は、公的機関ではなく、中小企業団体の協力機関ともいふべきものであり、市、

町、村の青少年問題協議会の運営方向に比し、目的が一つに絞られ、中小企業における年少労働者の福祉増進という問題を協議するものであるが、その協議事項については関連性があるので、連絡を密にすべきものである。

四、年少労働者福祉員

中小企業団体において、現に福祉活動が行われている場合には、その役職員の中に労働者の福祉について熱心な者がいて、積極的にその実施を推進しているようであり、従って、特に年少労働者の福祉増進を促進するに当たっても、そのような人が中小企業団体にあれば、業務が進めやすい。それで、婦人少年室長は、中小企業団体にそのような年少労働者の福祉を担当する者をおくよう勧奨することとしたのである。その人選に当たっては、年少労働者の福祉について、深い関心と理解を持ち実行力に富む者としたが、具体的には中小企業団体の役員であつても、職員であつても、また、その他の事業主であつても差支えない。要は、年少労働者の福祉を増進することができる熱意と実行力を持つ者を選定することにある。そのようにして選定された者を、「年少労働者福祉員」と呼称することとしたが、あくまで中小企業団体が自ら選定するものであり、しかも中小企業団体に所属する者であるから、公務員としての身分で活動すべき者ではない。婦人少年室としては、その設置に当って勧奨するとともに、設置された後においても、その行う業務について協力援助することとしたのである。

「年少労働者福祉員」は、中小企業団体に所属している事業主の行う、年少労働者の福祉増進について協力援助する。中小企業団体として集团的に福祉の増進を実施することがその業務であるが、具体的には、次のような業務を担当するものである。

- 1 余暇善用に関すること
- 2 保健衛生に関すること
- 3 生活相談に関すること
- 4 一般教養及び教育に関すること
- 5 労働条件・労働環境及び職場における人間関係に関すること
- 6 その他年少労働者の福祉に関すること

右に掲げた業務の内容と実施方法については、後日、具体的に説明するつもりであるが、ここでは要点を列記するに止める。

さて、年少労働者福祉員は、さしずめ大企業における厚生課長とか厚生係長の業務のうち、特に年少労働者の福祉業務を担当するものであり、中小企業においては、そのような専任者をおのおの置くことは事実上できにくいので、中小企業団体に置くこととしたと考えてもよいものである。中小企業における年少労働者の福祉増進の緊要性を考えるとき、年少労働者福祉員の果たす役割は、非常に大きいといえる。

年少労働者福祉員と前記の連絡協議会の関係については、連絡協議会の一員として参加し、密接な連絡をとりつつ、その協力援助を受けるべきものである。

結 び

以上述べたように、先ず適当な中小企業団体を選定して、具体的に年少労働者の福祉増進の方策を実施することとしたのであるが、実際に実施するに当たっては、懇談会の開催にしても、年少労働者福祉増進連絡協議会の設置にしても、年少労働者福祉員の設置にしても、その地域の実情や、中小企業団体の内情等により、それぞれ困難な問題があるであろう。また、年少労働者の福祉の増進は、決して短時日の中に実現されるものではない。

特に、中小企業自体に、それを阻害する種々の要因が存在するのである。しかしながら、労働条件の改善、福祉の向上等、主観的、客観的条件も共に熟しつつあり、最も実現の困難であった問屋や商店においてすら、革命的ともいえる改革がされ始めたのである。そこで、平素年少労働者の保護に当たっている婦人少年室が推進の主体となつて、その実施を期することとなつたのであつて、特に、関係行政機関や関係団体等の積極的な協力をお願いしているのである。

なお、福祉の増進は、年少労働者のみの問題ではない。しかし、最も早急に福祉の増進を必要と認められる年少労働者の福祉の増進が契機となつて、他の一般労働者の福祉の改善が行われ、さらに、一つの中小企業団体における成果が波及して、他の中小企業に及び、広く中小企業における労働者の福祉の増進が実現されるならば、これに過ぐる喜びはないと考えられるのである。



「社会を明るくする運動」の実施について

吉野 栄 二

新聞やラジオで犯罪、または悪質な犯罪が報道されない日はないと言っても過言ではありません。私共のまわりでは夜毎、日毎、恐るべき犯罪が繰り返えされているのです。私共の社会から、何とかして犯罪をなくし、皆で明るい生活をしたいというのは万人に共通した切なる願いです。

私共の社会から犯罪をなくするには二つの方法があります。その一つは、罪を犯した者が再び罪を犯さないようにこれを改善、更生させることです。他の一つは、私共の住む社会から犯罪の発生しないように、犯罪の原因、病巣を除去することです。

社会から犯罪をなくすためのこの二つの施策は、広く言って、国・地方公共団体、民間の人々によって、いろいろなかたちで行われていると申せましょう。警察・検察・裁判・行刑・保護と言った機関は勿論、手取り早く一例をあげますと、労働省の、年少労働者について環境を与え、これをすくすくと伸ばそうとする施策、この施策に協力する雇用の配慮は広く言って年少労働者を犯罪から守ることになるわけです。

「犯罪」といふはず「刑罰」という言葉を連想する

るでしょう。この二つは、永い人類の歴史をとおして、刑罰が犯罪に対するただ一つの対策であったという証左だといえると思います。刑罰の歴史をみてみますと、文化の進歩なかつた時代ほど苛酷なものが多く、全く眼を敵いたくなるような残酷なものも少なくありません。こうした苛酷な刑罰の中に意図されたものは、犯罪者即「悪人」として、当然、こらしめを受けるべきであり、同時に、苛酷な刑罰にこらしめられて、今後、犯罪に陥ることを防止しようという思想だったと言えます。しかし、こうした苛酷な刑罰にもかかわらず、犯罪は一向に減少しませんでした。

近年、人間に関する科学の進歩につれて、人が罪を犯すには、環境に支配されたり、遺伝に原因したり、時代の風潮に影響されたりするのであって、本人ではどうにも仕様のない原因が加わっているのであるから、その原因を取りのぞいてやらなければ、刑罰を科しただけでは再犯を防ぐことはできない、ということが明らかになってまいりました。こうして犯罪対策も新しい方向に進んできたのです。

それでは、現在の犯罪対策はどんな風に行われているかといわれても、そう簡単に説明できません。強

三

位、精神とこの事業に熱意を有する保護司（全国に五二、五〇〇人）と更生保護会（全国に一六五）をあげることが出来ます。

五

更生保護はその対象者を、国との間の特別な権力関係におく保護観察と、その権力関係におかない狭義の更生保護とに大別することが出来ます。この両者について簡単に述べてみます。

一 保護観察

保護観察の対象となるものは、(1)家庭裁判所で保護観察所の保護観察に付された者、(2)少年院から仮退院を許されている者、(3)刑務所から仮出獄を許されている者、(4)執行猶予の期間中保護観察に付された者、(5)婦人補導院から仮退院を許されている者の五種類です。保護観察の方法は、指導監督と補導援助の二つの面からなっており、その実施にあたっては、本人の更生に必要且つ相当の限度で行わなければなりません。保護観察の実施にあたって、主体的な立場に立つのは保護観察所に配属されている保護観察官と保護司です。殊に、自らの地域社会から出た犯罪者について、その環境の状況や人となりを詳細に知り、その改善、更生に熱意を有する保護司の、保護観察に果たす役割は極めて大きなものがあります。

二 狭義の更生保護の対象となるもの

(1)懲役、禁錮又は拘留につき刑の執行を終った者、(2)懲役、禁錮又は拘留につき刑の執行の免除を得た者、(3)懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡を受け、その裁判が確定するまでの者、(4)懲役または禁錮につき刑の執行猶予の言渡を受け、保護観察に付された者、(5)訴追を必要としない処分を受けた者——大変専門的な言い方になりましたがこの五種類です。こうした者が「親戚、縁戚者等からの援助、又は公

共の自治会その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによつては更生できないと認められる場合」に本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援助し、その速かな更生を保護するのが、狭義の更生保護です。こうした対象者の保護に当たっているのが更生保護会です。更生保護会には彼等を収容する施設をもち、その施設に彼等と起居を共にしつつその更生を援けているわけで、保護司同様、社会奉仕の念に燃えている者のみよくするところだと言えます。

六

大変、更生保護の話が長くなりましたが、更生保護機関の大きな仕事として、この犯罪者の改善、更生をたすけるほかに、犯罪の未然防止を図るため、「世論を啓蒙指導し、社会環境の改善に努め」そして「犯罪の予防を目的とする地方住民の活動を助長すること」という、つまり犯罪予防活動が仕事であります。ですから、大きく言って更生保護という言葉は、犯罪者の改善、更生だけでなく、犯罪予防活動をも含めた意味で用いられることもあります。

犯罪者を社会において改善、更生させることは、犯罪対策の仕上げとも申しましょうが大変困難な仕事です。更生保護の機関の力だけでは、いくら力んでみても限度があります。広く一般の協力を得なければ、とてもその成果を期待することはできません。犯罪予防活動にしても全く同じです。このように、更生保護事業は一般の協力を得て始めてその目的を達成し、犯罪のない明るい社会の建設ができるわけです。

昭和二十六年以降、毎年七月一日から一か月間を「社会を明るくする運動月間」として法務省が主唱し、関係機関、団体が実施委員会を作り、中央、地方にお

いて一口に申せば、できるだけ、罪を犯した者に前科者の烙印を押すことなく、社会の中で生活させながら彼等を更生させるようにしているといえます。そのために、刑務所に入れた者には、所内で教育を施す一方、本人の居住地の環境を調整して、なるべく刑罰の満了しないうちにそこに帰せし、社会生活をせながら更生を図っているし、二十歳未満の少年は、できるだけ刑務所に送らず、刑罰でない保護処分によつて、健全な大人としての人生をスタートさせるため、ある者は少年院に送って教育を施し、ある者は直務保護観察所に送つてその更生を図っています。

四

このような新しい、犯罪対策の一環として生れたのが更生保護制度です。更生保護とはこれも一口に申しますと「犯罪をした者（保護処分の場合は犯罪をする虞のある者を含む）を自由社会において、その改善、更生をたすける」ことだと言えます。

更生保護の機関としては、法務省保護局のもとに、全国八か所（高等裁判所所在地）に地方更生保護委員会が、都府県にそれぞれ一か所、北海道に四か所の保護観察所が設置されていますが、これら四つの機関のほかに、地域社会の代表であり、篤志家として、社会奉

いて多様な行事を繰り展開するのは、すべての国民に犯罪の防止と犯罪者の矯正、更生保護について深い理解をもっていただき、進んで、これらの活動に協力するよう全国に呼びかけるためなのです。

この運動が毎年、七月一日から実施されるのは、更生保護の基礎といわれる犯罪者予防更生法が、昭和二十四年七月一日から施行されたので、その日を記念する意味からです。

今年で「社会を明るくする運動」も第八回目になります。本年の運動目標は次の三つです。

- (一) 犯罪の防止、犯罪者の矯正及び更生保護に関係ある公私機関の活動を具体的に知らせて、一般の理解と関心を深めるようにとめること。
- (二) 犯罪の現況、特に最近における青少年の犯罪、暴力、風俗関係事犯及び再犯の発生原因等について一般の理解を深め、犯罪の防止についてその協力を得るようにつとめること。
- (三) 犯罪者の矯正及び更生保護について具体的な事例により一般を啓蒙し、その協力を得るよう呼びかけること。

このように「社会を明るくする運動」は一か月間を区切って行われますが、その運動の趣旨とする。「犯罪の発生を防止すること、罪を犯した者を更生させること」を全国のすべての人々が、自分達のものとして、年間を通じて絶ゆることなく留意され、つとめられることの必要は論を俟たないところであると考えます。

—法務省保護局調査連絡課法務事務官—

また明けやらぬ田舎を、また朝霧のたもめる村々を、家から遠くへ軒から軒へと朝早くから労働にいそしむものとして、新聞配達とともに牛乳配達があがられます。

牛乳配達は普通おとなの仕事とされていいますが、一部の地域では、一五歳未満の学齢児童がこの仕事に従事しています。

名古屋市における 牛乳配達児童の実態



年少労働課

そこで年少労働課では、名古屋市における牛乳販売店一〇事業場を任意に選定して、牛乳配達児童の実態を調査しました。

以下、その調査結果について簡単に述べてみましょう。

なお名古屋市では、牛乳メーカー一〇社が協同して名古屋ミルクブランドを標

成し、各メーカーは各一〇〇軒ほどの販売店をもちています。市内で牛乳配達の業務に従事する児童の数は約三、〇〇〇人と推定されていますが、夏休みや増加し、冬は少なくなっています。

1 雇用の状況

調査した一〇事業場に働く総労働者数は七五人、そのうち一五歳未満の児童は四二人で、中学生三九人、小学生三人です。児童は男子のみであり、また児童の全員が通勤で、住込みはありません。労働者は二事業場六八八人のところが多く、児童が約半数を占めています。労働者数の最も多い事業場で二二人、このうち児童は九人でした。なかには児童のみ雇用している事業場もみられます。

第2表 児童の配達牛乳本数

	朝のみ	夕のみ	朝夕
1本~49本	3人	2人	—
50 ~99	11	2	5人
100 ~149	6	—	4
150 ~199	—	—	9
合計	20	4	18
平均配達本数	74本	43本	137本

3 仕事の内容

児童四二人のうち配達のみ行う児童が最も多くて三〇人、配達と集金をしている児童九人、配達・集金・販路拡張を行う児童は三人です。労働者数の多い事業場では児童は配達のみを、小さい事業場では配達以外の仕事もあわせてやっているとという傾向がみられます。

4 配達の実況

調査児童四二人のうち二〇人は朝のみ、一八人は朝夕、四人は夕方のみ配達しています。朝の配達には、午前五時三〇分~六時頃から始めて一~二時間かかっています。配達牛乳本数は三〇~一二〇本、平均七

第3表 児童の配達所要時間

	朝のみ	夕のみ	朝夕
1時間未満	2人	1人	—
1時間以上2時間未満	12	3	7人
2時間以上3時間未満	6	—	0
3時間以上4時間未満	—	—	2
合計	20	4	18
平均配達時間	1時間18分	58分	2時間4分

夕方の配達は午後三時三〇分~四時頃から始めて約一時間、配達牛乳本数は少なく二五~五〇本となっています。朝夕配達する児童の場合は、朝夕あわせて八五~一八〇本、平均一三七本の牛乳を配達し、配達所要時間は一時間三〇分~二時間三〇分ですが、最も所要時間の長いものに三時間三〇分というのがあります。

配達には殆どどの児童が自転車を用いていますが、リヤカーで配達するというものも二人いました。あるいは配るものはありません。リヤカーで配達するというのは配達先が自分の事業場から近く、そのうえ密集している場合で児童の希望でリヤカーを使用しています。自転車、リヤカーとも事業主のもので、修理代などは事業主が持っています。ただし、あ

る事業場では月給として月七〇〇円徴収するということでした。

5 休日

休日についてみると、調査した事業場の全部が、全く休日を設けていません。なお一事業場では正月七日の間は、翌日の分の牛乳を前日に届けて、隔日に休むという方法をとっています。

6 賃金

賃金の計算方法は、配達料として牛乳一本につき七〇~八〇銭支給しています。が、配達区域の近い場合は一本五〇銭、遠い場合は一円というように差をつけているところもあります。

この他に皆勤手当として一か月二〇〇円支給するもの、

集金一日につき五〇円支給するもの、

販路拡張料として一本契約ごとに三〇円~五〇円支給するもの、

欠勤者に代って配達した場合一回一〇〇円支給するもの、

成績優秀な者には年末に二、〇〇〇円の手当を支給するもの、

等が七事業場にみられました。

これに対し、欠勤した場合には賃金を差引くもの三事業場、ピンを度々破損した場合には、いくらが弁償させるもの一事業場がみられます。

なお、賃金はいずれも児童に直接渡さ

れています。

7 災害

調査の対象となった事業場では、過去一か年間に休むような災害は発生していません。ただし配達の際、自転車が一ト三輪車にぶつてこわれたというのが一件あり、児童にけがはなかったとのことでしたが、場合によっては災害を引きおこすことが十分考えられます。特に配達区域が交通の激しい繁華街である場合、また朝の配達より夕刻の配達に、災害が発生しやすいので、この面の注意が必要です。

業務上の災害、あるいは業務外の災害疾病の場合の保障として、児童が健康保険に加入しているところは、わずかに一事業場だけで、労災保険に加入しているものは全くみられません。規模の比較的大きい一事業場では、成人労働者については健康保険、労災保険ともに加入していますが、児童は加入していません。

なお、牛乳販売の業種は、労災保険については任意適用となっており、健康保険については、労働者数五人以上の事業場は強制適用になっています。

8 事業主の意見

児童を使うことについて事業主の意見は「特に児童を必要としないがアルバイトとして頼まれるので雇っている」「仕事は簡単なことから児童でもできる」「児童

の方が使いやすい」「小学生は学校から就業しないようにいわれているらしいが、本人達はやめようとしないう」「移動はげしく二~三か月でやめてしまおう」「殆どどの児童が中学を卒業するまで続いている」。

児童の労働状況については「児童は純真で真面目である」「商売気がないので集金、販路拡張には向かない」。福祉については「保険加入を希望しているが移動がけいしいので加入していない」等をあげています。

また、事業場によっては児童の修学について便宜をはかり、あるいは配慮をみせています。「学校と家庭の位置を考慮のうえ配達区域を定める」「学校と連絡をとり、就業しているために学校を欠席することがないように留意する」「配達用の自転車を通学にも使用させる」「午後の配達時刻は下校時刻とのふりあいで、児童の自由にならせる」「学校の都合で下校が遅くなる時は店主が配達し、児童に負担をかけさせない」「集金は児童の都合のよい日にやらせる」「遠足、運動会等学校の行事に参加する時は便宜をはかる」「修学旅行参加のための欠勤は有給とする」「修学旅行には小遣を与えて休ませる」等がみられます。

その他に「月二~三回映画に行かせる」「牛乳を飲みたいたけ飲ませる」「夏休みには一日中児童は店で遊んだり勉強したり自由に過ごしているが、昼食にはパン置が置かれます」。

と牛乳を無料で与える」等のことをやっています。

以上の結果からその問題点を拾ってみますと、

- (1) 児童の使用許可が全くとられていないこと
- (2) 休日がないこと
- (3) 本調査では午前五時以前の就労はみられなかったが、地域によっては当然あるものと推察されること
- (4) 朝のみ、または夕刻のみの配達の場合ほとんどなく、朝夕を配達する場合も時間的、体力的に学業に相当の影響を及ぼしているのではな
- (5) 自転車等で運ぶとはいえ相当の重量であり、そのうえこれらのものであるため、体力と神経を使うものであること、更に集金販路拡張は児童に過重の責任を負わせるものであること
- (6) などがあげられます。

発育期にある児童は学業に専念するのが本来の姿なのであって、就業は好ましいものではありません。しかし経済的その他の事情でやむを得ず就業する児童を保護するために、今後更に事業主に対して関係法規の徹底をはかると共に、事業主、児童の父兄、学校の先生および一般社会の人々の理解と、具体的協力、措置が望まれます。

賃金の計算方法は、配達料として牛乳一本につき七〇~八〇銭支給しています。が、配達区域の近い場合は一本五〇銭、遠い場合は一円というように差をつけているところもあります。

この他に皆勤手当として一か月二〇〇円支給するもの、

集金一日につき五〇円支給するもの、

販路拡張料として一本契約ごとに三〇円~五〇円支給するもの、

欠勤者に代って配達した場合一回一〇〇円支給するもの、

成績優秀な者には年末に二、〇〇〇円の手当を支給するもの、

等が七事業場にみられました。

これに対し、欠勤した場合には賃金を差引くもの三事業場、ピンを度々破損した場合には、いくらが弁償させるもの一事業場がみられます。

なお、賃金はいずれも児童に直接渡さ

さん、声が鋭く注意をひいた。商店主も、組合の呼びかけに積極的に対応し、さらに「一斉休業の日」の店員のために、レクリエーションなども真剣に考えている（朝日、三月十四日、二十三日）。

消費者、ことに一般の主婦の声は複雑のようだ。これについては、読者の新企画、「録音一町の世論」でとりあげた商店街の「一斉休業をどう思うか」（四月十四日）と連経時事の区民座談会「あすをつくる声」に扱われた「商店街の一斉休業（五月五日）」によく反映している。

「録音一町の世論」は、経営改善、店員の福祉のために実施されたこの制度も消費者のためにはある程度迷惑でもある。そこで、どうすれば、経営者・店員・消費者の三者が満足できるか、街の人達の率直な意見を求めたものであるが、「店員は休業したいが、商売は競争によって成り立っている、心おきなく休むには全店一斉休業するより手がない」という、一連托生的な経営者の弁に對し、「消費者の意見もきかないで、一方的に一斉休業とは勝手すぎる」「消費者にろくに周知宣伝もしないで休むのはけしからん」「一斉ではなく、業種別にでもしては」「急病の時、薬局がみんな休んでいては人命にかかわる問題だ」「暑くなつて、物が腐敗しやすくなるので、買いおきなど衛生上、健康上心配だ」「レクリエーションにみんな出掛けてしまった後の火事はどうするか」「一斉休

業反対、どうしてもするのなら、前日を待たせたい」等の意見が出た。区民座談会に出された消費者代表の意見も大同小異で、「明日は休日というので、必要以上に買いためる、冷蔵庫のない家は夏に向つて困るだろう」「日雇労働者のように買いための出来ない人はどうしたらいかが」と手ぎびしく追求する声もみえたが、一般消費者には、一斉休業をもたなければならぬ根本的な理由が徹底していないためである。

▼薬局は除外の例

ともあれ、一つの大きな流れとなつてきた一斉休業にも消費者の声にみられるようないくつかの問題が潜んでおり、その中には早急に解決しなければならぬ問題もある。例えば、休業して店員の出した留守中の火事の心配など、当初から、責任者の留守番ということで解決をみているものもある。また世田谷区商店連の場合のように、人命にかかわる薬局は一斉休業から除外し、地域ごとの輪番制定休日を設けて一応の解決をみたところもある（朝日、四月十三日）。また、ここでは、アメリカ式の「軒おきの休業」などについても目下研究中であるといふ。

経済的に、買いおきのできない日雇労働者の問題にしても、特別に考慮しているところもある（朝日、二月二十日）。

▼休日の活用にも一考

週休制や一斉休業の実施で、店員さん

達の待遇も値がなから改善されてきたがこれにつれて問題となるのは、店員さん達の休みの過ごし方であった。休日に使ふかれ等の小遣は、男四百五十円、女二百三十円、行く先は映画館や座席的に多いような現状では、一部の親元や雇主が、これを理由に、この制度に反対する気配さえ感じられた。

経営者側でもこれに對してはいろいろ考慮しており、見学や慰安旅行、サイクリングなどを計画している組もあり（朝日、三月二十三日）。地域の主婦が自主的に、店員のためのレクリエーションの会を開いているところもある。ことに、遠く親元をはなれた住込店員のために「少年の日」を作り、その日「ふるさとのお母さんの代りをつとめよう」としている品川の主婦グループなど、地域の人々の協力の動きを示している（毎日、二月五日、四月二十一日）。

また、千代田区のように、区の図書館とタイアップして、休日には館内を店員さんのために開放し、読書の習慣を身につけさせようとしているところもある（朝日、三十二年十月二十八日）。

▼むすび

現在、東京で定休制を実施している間屋街は三十一、商店街が三百七十七で、両方合わせた店の数が約三万軒、都内全商店の約三割に当る。このめざましい動きについて、日本経済新聞は、「公休を密たない店員の待遇改善や、年がら年中

働きつめては優秀な店員が来ない、といったことが動機」ではあるが、「なんとも労働基準局の働きかけがいちばん力になっている」と見ている（四月二十九日）。

東京の場合のように、求人難と店員の待遇改善を動機としたもの、大阪のような、ある店員があまり人使いの荒い店主をうらんで一家を惨殺した事件もきっかけになっていること、北海道のある商工会の場合のように、店員への配慮は二の次で商店の家族が、たまには休みたいといひ出したのが発端となつているところなど、動機は別としても、週休制の普及は好調に進んでいる。

始め懸念された売上げの減少や、他店との競争意識など、実際に週休制、一斉休業など行つてみると、それ程目立った問題も起こらず、お客からの苦情も予想されたほどのこともなかった。残るのは市場の休日と定休日としていいる魚屋、八百屋など、一斉休業日と食い違ふ場合、足なみがそるわれないこと、生鮮食品など買いだめのきかないものの場合、消費者が困ること、前日に買いおきの出来ない貧困家庭の問題と薬屋、牛乳屋などの一斉休業で急病人や赤ちゃんはどうなるかというようなこまかい問題である。今のところ、週休制のために生じた重要なさしきわりも聞かないが、こうした問題も消費者の協力をまわつて、個々に解決されて行くだろう。

福祉国家における民間活動

——英国の民間福祉活動についての観察——

高橋 展子

国民の福祉のための大企業は事業が国家の責任によって行われ、個人の自主的活動の余地が少いかに見られる今日の英国において、民間活動がどういう状態にあるかを見ることは、興味あることであるが、一聯の民間活動を観察した後、私は次のようなコール教授（G.D.H. Cole）

動として、遠く中世紀にその端を発するものであり、それ以来一般市民が、相互扶助や慈善のための自主的活動を行うことは、英国人民生活の「特色をなして来たが、それは政府が国民の福祉のための責任を大幅にひきつぐようになった後もなお続いているのである。国家による福祉活動の最も有力な提唱者であったウェッブ夫妻も「適当な条件のもとで民間機関や慈善の男女の個人的奉仕による有志活動を最大限に利用するということは、行政の基本的原則であると思う」といつており（救済法少数派報告、現在の社会保障制度の生みの親たるビヴァリッジ卿も、その報告書の中で「社会保障は国家と個人の協力によってなされねばならない。（略）保障制度を組織する際には、国家は（国民の）刺激、機会、責任を抹殺してしまつてはならない。国民の最低生活基準を確立するに當つて、国家は個人がその最低基準より以上に達しようとする自発的な活動を行う余地を残し、それを奨励すべきである」とのべているのである。

の言葉に賛成せざるを得なかった。「英国においては、国家は、国民が自発的に社会福祉のための活動をするのを援助するという役わりを演ずべきだというのが伝統的な考えかたなのである。」すなわち英国の社会福祉事業は、宗教的なものを基盤とする一般市民の有志活動

かくて福祉国家への布石となつた民間社会福祉活動の伝統は、今日の英国においてよくその命脈を保つばかりでなく、新しい役わりすなわち福祉国家の制度主義に人間性を与え、とかく固定的、非弾力的になりやすい国家事業に柔軟性を与えるという役わりも加えて、活発に行われているといえよう。

次表は現在活動中の団体を大きく分類したものである。

（表略）

▼英国民間社会福祉活動の特色

この国の民間活動の特色として印象的なことの二、三をのべてみる。

1. 専門的であること

それは専門化された仕事をしているがとくにその職員はしばしば高度に訓練され、かなり高給をとる専門家である。したがってこれらの団体は、社会事業を学ぶ学生の訓練も行っている。

2. 活動の種類が多岐にわたること

かつて有志団体は、この国における社会福祉事業を殆んど全面的にひきうけていたが、政府がそれらを引き継いだあとも、その機能の一部を依託される事業はきわめて多い。また新分野の絶えざる拡張とあわせて、その活動範囲は極めて広い。

3. 協調と自主性

英国においては、さまざまな性格の多くの団体が集まつて連合体を作っていることが多い。その上、政府と民間団体の間にも緊密な協力体制がある。そして政治的、階級的利益のもつれる可能性のある多くの問題を巧妙に処理し、また上部団体や政府から多くの財政的援助を受けていても、それによる拘束の危険を感じてはいない。

ようである。

これは英国人特有の「ユーモア」の感覚、共通の利益への敏感さや、英国社会の緊張の少なさ、「例外と妥協」の慣習などを見ることでよくわかる。これは日本とははなはだ様相が異なるが、同時にまた、民間団体が政府に対して自ら「番犬」の役割を以て任じ、その独立性を重んずるあまり政府との協力の少いアメリカの思想とも大變に異なっているようだ。

4. 財政面

——英国の団体はアメリカや日本のように共同募金に財源を求めるよりは、それぞれが直接大衆に訴える方法を伝統的に好んでいる。このことは社会階層の大きな変動を経た今日では多くの団体の財政事情をかなり困難にしているようだ。そこで多くの団体は公助の機関から多額の補助を得て収支を合わせている。公共の各種の財源から有志団体が受取っている金額は普通かなり多額であり、それは会員の教育のみを関心事としていような団体（婦人クラブ等）も例外でない。この点も日本とは異なっている。（日本では社会教育法はこの種の民間団体に対する政府からの資金の援助を禁じている。）

▼民間社会福祉事業の特殊分野の観察
福祉国家たる今日の英国における民間社会福祉事業の活動分野は次のように規定できよう。

1. 政府機能の代行

婦 人 と 年 少 者

2. 親しい事業の開拓と実験
3. 各種事業の調整
4. 政府活動としては期待出来ない事業の実施

次に家族と子供の福祉を中心にして、右にかかげた項目に従って、いくつかの民間活動の例を示してみる。

1. 政府機能の代行

はじめ有志団体によって運営されていたものを、後に法律によってそれらの団体に委託した事業に多い。有志団体は社会事業の長い伝統を持っているので、問題の処理方法を知っており、またよい職員を持っている。したがって、地方政府がその機能の一部を、その分野に経験のある有志団体に委託することがよくある。

○児童福祉法による子供の保護

一九五一年には、全責任をまかせられた民間の養護施設（子供の家）が八五五

私立施設であるために評議員会の決定によつて他日もっと子供を収容するかもしれないという理由で、このように不均衡に多数の職員を保持しているのである。とうした弾力性は民間経営の長所であるうが、同時にここに見られるあまりに個人的な雰囲気は子供にとって恩恵的な重荷となるのではないかと氣にかかった。たとえば立派な講堂に並んでいる椅子の背にはこの施設への寄附者たちの名前が一つずつ刻まれているのである。しかし園児名簿の最初の頁は百五十年前の日に附になっており感慨深いものがあつた。

○老人の福祉

保険省報告によれば一九五二年末には一八、〇〇〇人を収容する五五〇の民間養老院があつた。

○ホーム・ヘルプ・サービス

地方社会事業協議会と、婦人有志奉仕団は、政府の監督のもとにしばしば家政婦派遣事業を行っている。

○老人の福祉

保險省報告によれば一九五二年末には一八、〇〇〇人を収容する五五〇の民間養老院があった。

○ホーム・ヘルプ・サービス

地方社会事業協議会と、婦人有志奉仕団は、政府の監督のもとにしばしば家政婦派遣事業を行っている。

2. 新しいサービスの開拓と実験

法律によつて新しいサーヴィスを実現するには時間がかかるが、民間の有志団体は、厳格な規則にとらわれずにサーヴィスを試みることが出来る。事実、現在は有志団体が実験的にやつて見たことには有志団体が実験的である。団体は現在も端を発している。団体は現在もなお卒業してあらゆる種類の新しい試みを行っている。中には靴ダコ巡回治療の

人ほどに靴をはかない日本人にとってはあまりピンと来ないが」とうした実験のうち有効なものは、やがてまた政府事業にくり込まれていくだろう。

3. 協同活動

民間団体は、政府機関よりも各種の社会福祉事業を持ちよることが、しばしば容易にできる。この点で全国社会福祉協議会のことにふれておこう。この団体は現在五つの地域協議会と多数の地方協議会をもっているが、これは一九一九年に戦時中に発展した協同活動の精神を保持すべきであるという考えのもとに種々な全国的団体が集つて作られたものである。以来参加団体の多様性と特殊な問題に關して随時委員会を設立しうる柔軟性、政府との協力体制とよつてこの協議会は児童保護、老人福祉、都市計画、国立公園の保存、青年寄宿舎、市民相談所、性教育、地域センター運動等極めて広い範圍にわたる事業を行つて來ている。

4. 政府活動としては期待出来ない

福祉國家は、人々の基本的欲求に應ずるために非常に広汎なサーヴィスを行っているが、それでも國家サーヴィスに期待出来ない、または期待してはならないものが残されていて、民間活動はこうした不足を充たすために活動している。

物質的援助では治すことのできない多くの問題——老人の寂寥感、未婚の母親の不安、施設における生活の倦怠、新移民者の孤独、問題家族の類隣等——に対する対策は、殆んどすべて有志団体の個人的な世話に委せられている。

人を訪れて、一、二時間話し相手になる。

訪問は養老院にいる老人達にも行う。
老人クラブ——毎週老人のための会合を開いて、ゲームをしたり、歌ったり、お茶を飲んだりする。養老院の内部ですることもあり、外部のこともある。

老人や子供のための外出計画——施設にいる子供の誰れ彼れに個人の家庭を訪ねるよう招待する。これは伯父伯母計画とよばれるが、しばしば里親や養子縁組に発展する。また一団の老人や子供の足を計画する。

問題家族のサーヴィス——精神薄弱、不健康、不規則雇用、飲酒、何かの悪癖、多産、不安定な夫婦関係、粗末な家屋等々の理由によって、まともな独立の生活を送れず、国家から与えられる社会サーヴィスも、濫用したり誤用したりする家族がある。これらの家族は一般に問題家族と呼ばれる。かかる家族を助けるために一八〇の民間機関があり、それらの多くのものは家族ケースワーク機関全国協議会に加入している。一世紀近い歴史を持つてゐるロンドン「家族福祉協会」

の場合を例にとると、ここでは年に二万
一千人の人々を扱い、財政面（主に借
金）と精神面（主に夫婦生活）の問題の
解決を、ケースワーカーが扱っている。
非常に困難な問題をもった家族を扱う団
体としては、「家族サーヴィス協会」が
ある。ここでは、九大都市に四十五人の
ワーカーをおき、パートタイムの有志ワ
ーカーの協力を得て集中的個人的継続的
な援助を行っている。

結婚指導サービス——約百の結婚用

未婚の母親達に対するサーヴィス

未婚の母親達のための施設は通常地方政
府の責任となつてゐるが、最初の相談と
忠告（これは将来の問題の發展を決定す
る重大な契機である）は屢々有志団体の
個人的接觸によつて始められる。このサ
ーヴィスのための有志団体としては、未
婚の母とその子のための全国協議會（一
九一八年設立）英國教會性道德協議會、
救世軍等がある。助言は極めて個人的に
行ひ、記録は秘密にされる。普通、未婚
の母親達は産前八週間、産後六週間、母

子ホームに収容され、山産院病院で待つ。場合によりこれより長く滞在するとも出来る。

地域センター運動

都市化は常に古い地域共同体生活の安定感をくつがえす。そしてもし放置されれば人々は孤独感や、欲求不満を起こしやすしい。殊に大規模な住宅団地計画が行われ数千の住宅が一きよに建てられ、互に未知で二、三人の手のかかる子供達をもつ家族が住む（建設当局がそうした家族に優先権をみとめている）所では、それがいちじるしい。地域センター運動が全国・地域社会協会連盟に加入している各地の地域社会協会によってすすめられている。この運動は、現行の地域センターをよく利用すること、人々の手によってセンターを実際に建てることを含んでいる。新しい団地の居住者達によって建てられたいくつかのこれらのセンターを見るのは、興味深いものであった。

政府專業の間の補充

政府サーヴィスは、適用が厳格なので、単に法律上の規定に該当しないというだけでサーヴィスを実際に必要とする人達が適用をうけられないことがよくある。

例えば、多数の虚弱な老人達が、この人たちは一般の住居施設に入るには身体が弱すぎ、一方老人慢性病のために設けられた数少ないベッドに収容する程ひどい病状でもない、ある有志団体はこ

住み込み、昇降機その他の援助設備がある。食事サーヴィス（週に一度温かい食事を老人自身の家庭に配達すること）は多くの地域で婦人団体、主として婦人有志奉仕団の手により行われている。また志奉仕団の手により行われている。また家がかまって貰えない子供を発見する事は政府がやっては難しいことが多い。そこで全国児童虐待防止会があり、そうした子供を探し出したり、政府に報告したり、自ら両親を告発したりしている。

余暇の利用

現代は、生産性の向上、労働時間の短縮、生活水準の上昇、階級の均等化等のため、すべての階層に余暇が増加して来た。自由國家としては、國家が市民個人の余暇の利用方法をきめるべきではないという考えかたに立つが、しかし、もしその余暇が營利目的のために利用されれば、大きな弊害が生ずるであらう。ここに民間活動の大きな活動分野がある。沢山の青少年のためのクラブがあり、さまざまなプログラムを展開している。

また会員の教育を本来の目的とする

人団体も、主婦の余暇をよく利用している。英国のこの種の婦人団体（団体名省略）では、会の事業計画として、手芸・家事・演劇・音楽、時事問題についての講演や討論等を行っている。普通地方クラブは小さく、会員は二十人が三十人である。

ある。人々は、政府の機構や、日常生活を支配する規則を知らなくては生活できない。しかも人々は、この機構の錯綜の中にあつて、何処に援助を求めたらよいのか、また政府によつては、市民の一人一人に個人的な忠告をするには何処へ行つたらよいのか、時に大変むずかしいことがある。そこで民間活動がその柔軟性を示し、全國五百の市民相談所を通して個々の市民を助けるために適當な処置をとっている。

市民相談所計画は、戦争の危険が切実に感じられていた一九三八年に、當時新しく起つた食糧と疎開等の問題に關して、市民に充分な情報を知らせるために、全國社会事業協會が始めたものである。全國に三千の相談所がひられ、法律家の協力を得て、最新の規則を簡単な言葉でルーズリーフ用紙に印刷したものがつぎつぎにそなえつけられた。

私の職業

⑤

ケースワーカー

ケースワーカーという言葉は、日本語の通訳がないようであるが、いろいろの意味でハンディキャップを負っている人々、社会的に見て援助を必要とする人々を観察し、診断し、指導して、その保護・厚生・改善などを進めることを目的とする仕事に従事する人のことである。現在、ケースワーカーは、都道府県の社会福祉施設に勤務する社会福祉主事（現業職員）、指導職員の二種がある。そして、また、児童福祉・身体障害者福祉、妊婦等の福祉、犯罪者の保護更生、農村生活改善等の社会福祉事業に多く働いている。——編集部——

忍耐力のいる仕事

水野 鶴代

(東京都中央児童相談所)

私は現在、社会福祉行政の、一行政機関としての、児童福祉司の仕事に携わっております。

児童福祉司というのは、戦後制定された福祉法によって、都道府県が任命する児童福祉の専門ケースワーカーです。私は日本女子大学を昭和六年卒業して、最初、聖ルカ病院社会事業部に医療ケースワーカーとして、職業の第一歩をふみ出しました。

当時はまだケースワーカーという言葉も目新しいところでしたが、私の仕事は病人の精神・人格につながるいろいろの問題を把握して、そ

の状態を改善し、医療の完成に協力することでした。このような仕事をする医療ケースワーカーとして十年余になりますが、私は、この間に小児科医との結婚により、仕事の面から、互に話し合い、はげましあひもできて、家庭的にも好都合でした。ところが戦争が増進に激しくなり、夫は軍医として応召しました。私は信州の片田舎に疎開して、ひたすら生活を守り続けることに懸命に努力しましたが、遂に終戦後、夫の戦死の公報を手に入りました。二人の子供を育てるため、再び職業を奔走していた時、児童福祉司の採用試験があったので応じたわけです。

「児童福祉司の仕事は担当地区を持ち、児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術にもとづいて個別指導をする」と法に規定されています。この法律の誕生によって児童行政は、従来の児童保護事業から児童全体の福祉へと飛躍したのですが、当時としては、実

際には、特殊の問題児童の解決が優先でした。

母子家庭となった当時、私はこの「母子家庭」という言葉にまつわる感じを素直に受け容れられないような気がしてなりません。その言葉の裏には、救済といった響きが潜んでいるように考えられ、児童福祉の一端の仕事を担当するようになってから、このことは、気持の上の感じばかりでなく、具体性があると思われる節があつて、ことさらに注意深く考えるようになりました。クライエント（相談依頼者）の人格を尊重して、クライエント自身、自分のためた生活態度なり、目標に向っての活動に必要とするものを要求し、それに対応して、カウンセリングされねばならないと私は思います。法規をどのように改めてみても、実際が慈善事業であつてはならないし、まして公共団体の行う福祉行政の一機関として仕事に携わっている者にとつて、天職として真剣に奉仕することは大切なことだと思ひますが、奉仕といつても法規は太い柱であつて、その具体的運営は運営する人にかかっております。

ケースワーカーには調整のとれた人格、円満な性格、正しい判断力、すぐれた洞察力の上に援助への強い熱意が要求されるのであつて、かりにワーカーが自意識過剰とでも申しましようか、怒意的に活殺自在だと思ひあやまつたりすると、その仕事は事務的になったり、権柄づくになったり、説教じみてしまつたりします。これではクライエントの人格の尊敬どころか、クライエントそのものが自己顕示のための素材提供しかされて来るのです。

東京管区では、女子の少年院が前にあげた四種類を一つずつ、つまり四施設を持っています。私は上田市に設立されている初等少年院を除いて、三少年院を経験してきましたが、少年犯罪の記事を読んだり、きいたりする度に、日常接する少女達の姿に胸を痛めます。「馬鹿につける薬がない」と言いますが、犯罪少年につける薬がないものと幾度溜息まじりに考えたことでしょう。

ケースワーカー、またグループワーカーとしての私が社会的に呼ばれる職業名は、法務教官、収容少年からは先生（御機嫌のよい時）、或るいは先公（御機嫌の悪い時）この方が多い）と呼ばれます。勤務時間は普通ですが、ただ四、五月に一度、朝八時半の勤務開始から翌朝八時半までの二十四時間勤務があつて、夜勤を必要とすることです。狭い寮舎に拘禁生活を送る少女達の起床から食事、学科、職業指導、レクリエーション、喧嘩の仲裁、Sのもつれの解決、その他悩みの相談相手、全く身体がもう一つほしい多忙さで一日が終ります。

五時までにすっかり疲労した私達にとって、四、五日に一度の夜勤こそ最も緊張させられるときです。なぜならば「逃走」という事故が一番多い時間であり、この逃走のために教官の身

院生活から暖かい里親家庭に引きとり、里親の深い理解と愛情を惜しみなく与えられて、すくすくと育って行く姿をみる時、仕事に対する強い熱情と新しい勇気を持たされて、私はこの仕事に生きがいを感じさせられております。

女子少年院の教官として

岡田 苗子

(府中女子少年院)

この職業についてもう七年になります。私が学んだ学校は日本社会事業短期大学で、ここで三年間個人指導、集団指導の訓練を受けました。いよいよ実社会に出るといふとき、担任教師が私に推薦してくださったのが、少年院でした。当時私は三十二歳でした。

なぜ私がケースワーカーの職業を選んだかと言いますと、「人間を扱う基本的技術を習得したかったから」です。というのは、人間の病氣、その他については相当に研究が進められている今日、社会生活を営む人間を、どのように社会に適応せしめるかという点については、まだ余り研究されていまいと考えたからです。

さて、少年院をすすめられて勇躍着任した私ではありましたが、当初は目を廻すことの連続でした。ここで少年院について簡単に説明しま

供者でしかなくなる場合も起こります。クライエントは多くの場合、とらわれ、思いこみ、ひがみなどが強いのですが、飛びこんで彼我一体となり、人間的関係ができれば問題解決の端緒が、案外、たやすくつかめるものです。しかし、これには根づよい忍耐力が必要です。

この仕事をはじめて十年になりますが、なかなかむずかしい仕事です。必要によって、地域社会にある資源を活用しなければなりません。この資源がもつと解放的であり、十分であればありがたいと思ひますが、これらにはそれぞれの歴史や伝統・狙いがあつて、そう簡単にはまゐりません。折衝の面も多いし、調査・統計・報告などの事務もたくさんあります。その上、広い意味の勉強が必要であつて自己を知れば知るほど、その未熟さを反省させられます。丹念に、根気よく、それぞれのケースにとりくんで、面接・家庭訪問等を通じて問題行動、親と子の関係などが調整された時の喜びは、何物にも換えがたく、感謝しています。

親の愛情を求めて度々家出する小学生、家庭や学校で乱暴する中学生、先天的・後天的の原因からちえのおくれた子供、手足の不自由な子供などがそれぞれの問題を正しくつかんだ適切な助言や指導によって問題がいくぶんでも解決され、明るい笑顔をみせた時、担任の先生や級友からうとんじられるために偽手紙をかいいたり、家から持ち出しをする女児が自らの非をさとり、明らかな便りをくれた時、生後僅かですという理由からか棄てられた幼児が、長い乳児

に危害を加えられた事も一度ならずです。少年院の教育は良きケースワーカーであると共に良き保安官でなくてはならないのです。どんな指導の場合にも、人頭確保の念を忘れず人員として収容少年の行動に目をくばることは少年院に勤務するケースワーカーの義務なのです。

一名を逃した時、すべての進行を中止して、その一名を追わなければなりません。したがって有目的に樹立したワーカーと対象者との人間関係は、この保安官の役目の一面のためにしばしばくずされ、先公の憎悪を受けて苦しむ時があります。これが私達の職業の最も大きい問題ではないでしょうか。疑い深い少年の心が漸くワーカーに向って開かれたとき、次の瞬間、事故に対する捜査官として、処罰者として少年の目にうつらなければならぬのです。先公と少年の心の距離は一躍遠くになってしまふこの矛盾に、いくと悩んだ事でしょう。

次に婦人の職業として、私はこの職業をすめたいと思います。必要であり、また可能な職業であると思うからです。ただ二十五歳以上の年齢を望みたい。少年のために、自分自身のために、この年齢の線は必要だと思っています。

街を歩いている退院生に会うことがあります。が、懐しげに会話を求められないかぎり、私達は黙って顔をそむけ、ひそかに祝福を送ることにしています。なぜなら私達の生徒は「二十四の歳」ではないからです。鑑別所・警察署・裁判所が少年院の記憶と共に「はすかしい過去」

を思い出させ、社会の信用にひびくことであり、紹介できない先生だからです。少年院に師を訪問して来る退院生の多くは幸福でないからで、社会に適應できた少年は少年院をもワーカーをも遠ざかって生きています。「面会です」と呼ばれると最初は、「何か失敗を」と心が痛み、音信が遠くなることに祝福を送るのです。私達ワーカーは学校の先生ではありません。

最後に私はこの職業を究うする心得として、次のように自分に言いかけさせています。「人間をよりよく理解するには、愛情のみに頼ってはいけません。技術が必要だ。だが技術が今、どんなに拙劣であっても「人間」というこの未知なるものに對する不屈の研究心を持つならば、理解に近づいて行けるだろう」と。

昭和八年に、日本女子大学の国文科を卒業して、北と南の中国の高等學校で教鞭を取ること十年、終戦直前に引揚げて今日まで十年間、四女を育てて人並みの生活の苦勞をしましたが、子供たちも今では余り手を取らなくなり、したので、夫の快諾を得て、この仕事につくことになりました。正しくは東京都婦人相談員という名称で、週四日勤務、各区の福祉事務所に机を置いています。

婦人相談員二年生

橘口はる子

(中野福祉事務所)

昭和三十三年四月一日から、売春防止法の一部が施行されることになり、東京都では、全国にきぎけて、四十二名の婦人相談員を任用しました。四十歳を過ぎて、大いに照れながら採用試験を受けました。

相談員の仕事としては、転落した、或るいはそのおそれのある女子を発見し、その保護更生に尽力することなのですが、この発見というところはなかなか困難で、本人自身が福祉事務所なり、婦人相談所の門をくぐることは、従前に比べれば大分多くなつては来たものの、警察や検察の手を経て、私どもの方へ廻ってくるものかなりあります。

相会を禁じて面談を固くし、防止法完全実施全国會議に参加したり、また、関係各機関の方々と緊密な連絡をとり、婦人職員さんとも度々会合をもち、仕事の上の悩みや、希望・問題などを訴えてきたのであります。

昨年末から本年三月までに、都内の売春業者は全部一応廃業しました。その前に彼女達に個々に面接して、何とか一人一人更生の相談に当たりたいと、相談員全部手分けをして、各人の悩みや、直面している困難な問題を聞いて歩いたのです。この間、業者側の抵抗や逆宣伝もあったりして、スムーズにいかなかった地域もありました。国の更生施設に対する曲解(刑務所と同じところだ)や、「いずれ近いうちに、この法律も駄目になり、また、昔のように商売することができるよう」と、まじめにこんなことを口にする彼女達もありました。

「国のお世話になるほど落ぶれてはいませんか」とか、婦人という名目で、あるいはアパートを借りたりして、天下の形勢を眺める組もあります。そのうち所持金を使い果たし、取締りも厳しくなつたので、仕方なく相談所の門をたたくというのが月二〇〇件くらいある状態で、これは増加の傾向にあります。

彼女達の就職も、キャバレー・飲み屋・工員・料理屋や旅館の女中等が大半ですが、手に何等技術もなく、中卒以下の学歴で、知識指数も低い者が大部分なので、それらをいきなりきびしい労働環境に置けないことは当然で、切角の就職も二、三日で止めて帰って来る。次から次

へと仕事を交える。しかし相談員の手を離れないうちはまだまた脈があります。単身者には都内に七か所の婦人寮があり、希望によって、一時そこにはいつて生活指導も受けられますが、家族持ちや母子家庭の更生は、一そう深刻です。愚連隊にあやつられたり、白線にもぐりなど、人間世界の濃腫は底知れない感じがします。

相談員は、女性の方がよいが、男性が適当かということになると、彼女達の男性を視る目は偏狭ですから、心を打ち開けての相談は、むしろ母性型の女性に適当ではないでしょうか。年齢的には設置要綱に三十歳以上五十歳未満とありますが、三十歳位では、彼女達と年齢が近く、却って反撥を覚えさせて逆効果になる恐れもあります。地方などではボス的業者との接上、男性の相談員もありますが、東京では、各関係協力機関の力を借りることが容易ですから、その点は心配ありません。

窓口としては、地域の福祉事務所と婦人相談所がありますが、福祉事務所は生活保護の關係で、地域の人の出入が多いので、当人達にとつてはなかなか来にくいところのようです。それで専門の婦人相談所が処々に増設されたらよいと思つています。

彼女達の環境は、ほとんどが例外なく愛情に欠けています。両親がない、養父母の孤兒、兄弟姉妹離散、貧乏、離婚、虚栄、男子の横暴等々があげられます。人の愛に飢えている彼女達にとって、相談員に要求されるものは、豊かな人間性と高度の知性を持った、愛と熱意のある

人です。とても私などには、及びむつかぬ道がな理想の域ではありませんが、彼女達のよい友になりたいと微力を傾けている次第です。

15ページよりつづく

政府に提出し、人々が最も困っている問題が何であるかを知らせている。また各都府の盛況に、諸事相談員として制服を着て働いている婦人を見た。これらの人達は、婦人有志奉仕団の人達である。

この婦人有志奉仕団というのは非常に特色のある婦人団体で、一九三九年に戦時奉仕のため発足し、現在ではひろく一般的な奉仕活動、特に老人と子供のため、また、火災などの緊急時の応急措置などを行つている。これは建設省と内務省の管轄にある政府運営の団体で、事務所や運営の経費はすべて政府が支払うが、会員は無給で奉仕している。ある地方では、ホーム・ヘルプ、食料サービス、老人家庭訪問、災害時の衣服支給サービス等の地方政府の仕事に大いに引受けていた。

この団体は日本の戦時中の大日本婦人会を思わせる。國家が婦人の労働力を無給で政府事業のために使うという点には問題があるといえるが、やはりこの点でも英國ではうまく行っているようである。政府がこれらの善意の婦人達に、その政策を信じさせることが出来、これらの婦人が各自の使命に満足し、各々の時間と能力を最もよく活用していることを信ずることが出来る限り、これは素晴らしい経済的な公共サービスの方法であるにちがいない。

(一九五四年、国連フェローシップによって英國等の社会福祉関係事業を視察研究の後、国連當局に提出した英文報告書の一部を日本語訳したものである。——筆者——)

働く年少者のためにこんなことをしてやりましょう
② 年少労働課
使用者の方がたへ

▲組について、またたび——
前回は「机」について書きましたが、机は共同生活を営む場合にともすれば落着きのなくなる個人生活の機りどころとなる、寒外大切なものです。

大企業の場合、完備しているという寄宿舎をみて、広い部屋に立派な机が一つ、飾り物のように置かれていて、場合が多く、仕事から部屋にもどって来た人びとは、機りどころもなく、何となくその辺にコロコロ座ってしまいます。建物が立派でも、美しくても、そこで一人の人間の生活が確立されない要素があるならば、やはり完備とはいえません。

民家を改造し、四〇人くらいを収容した、あまり立派でない寄宿舎のことです。六畳に四人、そこに、せいぜい密閉箱程度の素木な白木の机が四つ、壁に向っていました。その机には、本がならび、花、人形もあり、前の壁には写真がはら

れていました。仕事から帰ってきた年少者は、先ず机の前にすわり、ポケットのものを引出しに入れたり、そこで、手紙をよんだり、各々の机は、ちょうど自分の家のように、親密に使われていました。そこには彼らの生活の匂いが、よく現われていて、「完備」された大寄宿舎の、客間のようなへやと比べて、思うこと多い光景でした。

▲暖房
土地の気候にもよりますが、火の始末の習慣をつけ、暖房してやりましょう。炭火の場合、就寝前には窓を開けて、換気する習慣もつけてください。最近では、安くて電気暖房器具も出ています。

▲出入り口、窓、廊下など
採光とも関係がありますが、特に火災など非常の場合を考慮して、せますぎる廊下や出入り口、小さい窓だけの部屋は危険です。家の内外の避難の仕方もしっかりと教めましょう。

▲洗面所、便所
使用者と別でも、共同でも、明るく清潔な場にする心構えが必要です。使用者も共同で使う場合は、掃除も交代で共にやるようにしましょう。

住居について、このような条件が全部そろったとは、むずかしい場合もありまじょうが、これは原則的な条件です。ゆっくり、安心していきぬきできる居室を与えるという意味を汲んでください。

③通風の人がとのために
住み込みでなくても、一日の大半は職場で過ごすのですから、休める時間には気がねなく手足をのばせる場所を設備しましょう。食堂、手廻り品置場を兼ねる場合もあり、立派な部屋でなくても、気持ちのいいことが条件で、一輪の花、いくらかの本、新聞などもあれば、一層いいでしょう。

④従業員の住居についての新しい動き
設備がととのっている、劣使が一緒に住むことは、近代的経営の面から、何かと問題があるようです。そこで、同じ地域の事業所が合同で宿舎を建て、各々の従業員を合同で住ませようという計画で、着手し始めたところがあります。

東京都の新宿専門店会（一〇五商店）、赤羽一番街商店会（八〇商店）が、それぞれ、新宿は二二〇名を、赤羽は一〇〇名を収容の予定で、工費の借り入れ、土地買収に動いています。私室の他に、娯楽室、図書室、また共同給食もする予定で、個々の商店、事業所では、とうてい不可能と思われることも、こうして連合会等の共同の力によって、新しい方向へ進むことができるものです。

四、食事に
どんな食事をさせてくれるかというところは、住み込みの年少者には、大きな気がかりなことです。わりあいにおいしく、量もある場合には、どんなに安心するでしょう。その反対ですと、大きな不安と

▲食事のしかた、礼儀などは自然のうちに見えさせるように心がけましょう。食事時のあいさつ、周囲の人の気分を害さないべふなどは、長い人生の間にもその人となりの一部とみなされることです。あと片づけも、仕事の都合で、ある

不満で落着かなくなりまじょう。
▲めいめいの好みをのぞくのは、できないことです。その好みを知っておき、時にはよるこぼせてやりまじょう。朝食のものは、上手に料理して慣れさせる心づかいも必要です。
▲育ちがけですから、各種の栄養が必要で、安くて栄養のあるものを、いろいろ選んで使いたいもので、温かいものを温かくたべさせる心づかいと共に、使用者の主婦の方がたの力が、この面でも大いに発揮されたいのです。

▲気持ちよく食事ができるように——
⑤自由に、安心して食卓へ手がのぼせること。
入ったばかりは、使用者へばかりでなく、街からいる同僚へも気がねして、もう一切れ遣いものがたべたいと思っても、手をのびにくいのです。そして、みじめな気持になります。

⑥食事場所の清潔さ、明るさ、広さ、静けさなども食事の味を左右します。
⑦雇い人だからといって、食器のかけたものなどを使うと、なおさら貧しく、みじめな食事に思えます。

▲気持ちよくたべさせてやりまじょう。
▲食事のしかた、礼儀などは自然のうちに見えさせるように心がけましょう。食事時のあいさつ、周囲の人の気分を害さないべふなどは、長い人生の間にもその人となりの一部とみなされることです。あと片づけも、仕事の都合で、ある

程度やらせるのはいいでしょう。
▲開食のほしい年齢です。あつとしたものでも、できる範囲で用意してやれば、どんなにうれいでしょう。

五、怪我や病気の時に

▲新しい応急薬は、いつも、きまった場所において、いちいち「薬をください」といわなくても使えるようにします。
▲近所の医師と約束しておき、怪我病気の時、すぐに役立ってもらえるようにしておきます。

▲親元を離れている年少者は、身体の具合のわるい時は大へん心細い気持でいます。こころいし時こそ「家族的に、自分の子供のつもりで、いたわり面倒をみてく

ださい。
食事の問題と共に、使用者の主婦の母性的な能力を発揮する場面で、その事業所の「人柄」のよくわかる場面です。

▲年少者が、自分の資金の中から医用にかかるのは、大へんな負担です。また全部を使用者が負担するのも案なことではありまじょう。しかし、どんな事故がいつ起こるかわかりまじょうし、働く人の側からみれば、一生懸命働いても、怪我や病気をすれば、もう面倒をみてもらえないというのでは、仕事に身が入りまじょう。長く働いてもらうために、また雇ったものを、いい労働者に育てるために、病気の時などの保証をしてやりたいものです。その意味で、長い目で考え、健康

を特定した店や割引してもらう制度をつくっているところもありまじょう。
この共済組合では、吉凶の祝いや見舞金を出すことも考えられています。

▲映画割引制度について
年少者は映画が好きで、また最も手近い娯楽として、よく映画をみます。したがって、あまりみせたくない映画なども手当たり次第にみえています。

そこで、良い映画を、安くみせるために、学生割引程度の割引を実施しはじめたところがあり、好評です。

○大阪・長崎・宮崎・岩手の中心都市、東京の一部にはこの制度がとられています。地方のせまい地域でも常設館については、話しあいのできないこともありまじょうから、事業所の連合会等の力で働きかけてみまじょう。

○この制度をつくるには興業関係者の理解を得ることが大切ですが、事業主側では、地域の青少年関係の人々、教育委員会、また婦人少年室等の労働関係機関等の協力を得るようにして、興業関係への働きかけに助力してもらおうといひまじょう。

○この制度は、映画をみることを奨励するといひまじょうが、「健全な、いい娯楽を、安くみられるようにする」という点に目的があるので、そのような考えで進めることが大切です。

前回は併せ、働く年少者のために配慮たいものです。

若い人びとの資金は、まだ多くありませんが、最小限度の日用雑貨品はいりまじょうし、そのほか、本、開食類、娯楽なども、若い人なりにほしいでしょう。

銭湯・理髪代を与えたり、石けんを設えつたりしている事業所もありまじょうが、もっと積極的に、経済生活のために考えてやれることが、いくつかりあります。

▲地域の商店での割引購入について
同じ地域の商店と特約して、日用雑貨などの割引をしてもらう制度です。商店仲間の場合、お互いの店員のために割引しあうことは、それほどの困難はないでしょう。同業種組合や、地域の商店連合会などが話しあって、実現に努力してみてくたさい。

○大きな紡績、製糸工場などでは、所在の町の商店連合会と契約して、日用雑貨・飲食物・書籍・文具・服物・衣類・理髪・美容などについて、一〇二割程度で利用できるように、働く人の便宜を図っています。

この際は、そのための身分証明書を持参しますが、町の商店としても、土地の繁栄のために、購買力を確保できるので、歓迎しています。

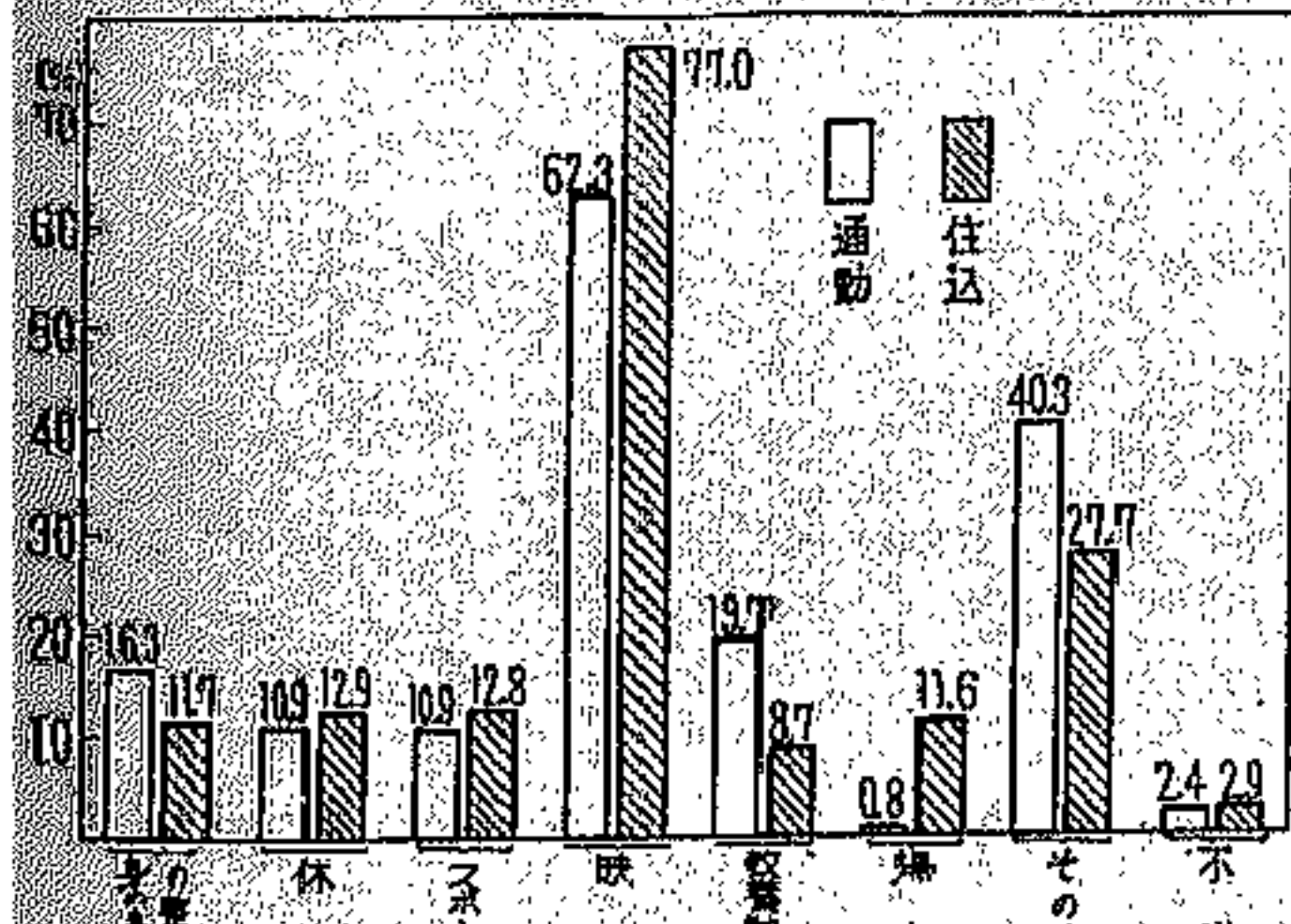
○商店の従業員で、従業員組合をつくり日用品を共同で安価に買ひ入れておいたり、飲食物、衣類、理髪、美容など

入ったばかりは、使用者へばかりでなく、街からいる同僚へも気がねして、もう一切れ遣いものがたべたいと思っても、手をのびにくいのです。そして、みじめな気持になります。

⑥食事場所の清潔さ、明るさ、広さ、静けさなども食事の味を左右します。
⑦雇い人だからといって、食器のかけたものなどを使うと、なおさら貧しく、みじめな食事に思えます。

▲気持ちよくたべさせてやりまじょう。
▲食事のしかた、礼儀などは自然のうちに見えさせるように心がけましょう。食事時のあいさつ、周囲の人の気分を害さないべふなどは、長い人生の間にもその人となりの一部とみなされることです。あと片づけも、仕事の都合で、ある

第 3 図 年少労働者の休日利用状況



通勤・住込・男女を通じて休日には映画を観て過ごす者が最も多く、通勤では六二%、住込では七七%にのぼつていて、映画が年少者に与える影響の大きい

○次に年少者は休日をどのように過ごしているでしょうか。

者が就学することについて自由を認め、あるいは積極的に関与してゐると回答しておられ、これに對し就学を阻止してゐる事業主は一二名です。このように大部分の事業場が就学を禁止してゐないにも拘らず現実には拘束時間が長い、休日が少い等のために就学する時間がなく、また疲労するためには就学できないような状態にあり、ひいては勉学意欲さえも失つてゆくのではないかと思われ、就学希望者に対する事業主の配感が望まれます。

○次に年少者は休日をとのうに過ごし

者が就学することについて自由を認め、あるいは積極的に関与してゐると回答しておられ、これに對し就学を阻止してゐる事業主は一二名です。このように大部分の事業場が就学を禁止してゐないにも拘らず現実には拘束時間が長い、休日が少い等のために就学する時間がなく、また疲労するためには就学できないような状態にあり、ひいては勉学意欲さえも失つてゆくのではないかと思われ、就学希望者に対する事業主の配感が望まれます。

七、年少者の感想と事業主の意見

○職業生活の第一歩をふみ出した年少労働者にとつて、現在の職場は目新しいことばかりですが、その中には楽しいこともあればまた辛いこと、苦しいことも少なくありません。これら職場生活について年少者の感想を問うと、まず、辛いことと苦しいことでは、「仕事がつれるまで」「仕

また大部分の事業場が従業員慰安の旅
行・視察などを実施していますが、個人
調査によると年少者はこれを非常に楽し
みにしていることがわかります。

および機会は、極めて乏しいということ

または事業主とその家族のために設けられたものを、従業員も一緒に監視するというものが殆んどで、年少労働者の身体の健康な発育と健全な人格の形成に、欠くことのできない娯楽娯楽のための施設

り整理・休養・スポーツ・娯楽等に當てられてゐます。教授や勉學の時間に當ててゐるものは、住込では特に少なくなつてゐます(三國参照)。また住込年少者のなかには、休日に外出しないで残つてゐると仕事をしなければならないので、朝から外出して映画館で時間を費し夕刻帰宅すると回答した者が何人あります。事業場における従業員のための娯楽・運動施設にはみるべきものはなく、一応、ラジオ・テレビ・碁・将棋などはありますが、ラジオ・テレビは顧客

○一方、これに對し事業主は従業員の仕事上、福祉上の問題で、これを改良し合理化したいという計画や希望を持っています。即ち「労働時間を短縮したい週休制にしたい」、「労働環境を改善して働きやすい職場にしたい」、「従業員の意見をきき話し合いの機会をつくりたい」、「従業員に力を入れない」、「宿舎を完備し

間の人件関係が必ずしも口頭だけでないこと等が、この種の業態に働く年少者の定着性をなくし、また新しく中学校を卒業した年少者達が、商店等へ就職したがない原因となっています。

々の保障や福利厚生に乏しいこと、労働使

前述したように拘束時間が長く休日が少くありません。

業終業時刻が一定しない」「休憩・休日
がない」「事業主およびその家族が封建
的、無理解」などをあげています。これ
に對し職場において喜びを感じ、樂しか
ったことでは「職場の人が親切」「事業
主の理解がある」「仕事を覚えた時」「休
日」「慰安旅行」等をあげて年少者の生
活の一端を語っています。

また年少労働者のうちには現在の職場
に働きながらもなお「将来独立できるか
どうかかわからない」「職場または仕事の
将来性がない」と不安を訴えている者が

施設の協同化等、新しい動きが一部の同業組合、商店連合会に芽生えてきています。この傾向は更に拡大、進展していくことが望ましく、それと共に顧客である社会一般の理解と協力が必要で、週休制の実施などについても、これを支持する新しい社会慣行の確立が期待されます。

合金等で協同して対策を講ずる必要があら
ると考えられます。

そして最近これら労働者の労務管理を
合理化、近代化するために、労働時間協
定、休日協定、賃金協定、店員教育、退
勤の指導、賃金の引上、福利厚生

同業組合 あるいは地域集団的な商店連

以上小唄主の意見についてみますと、
個々の小唄場の改善にはおのずから限界
があり、特に一〇人未満の小唄場では
が統制を乱す」等をあげています。

確立したい」等です。しかし、これらの計画や希望を述べた事業場は全体の半数以下で、一般に労務管理に対する事業主の関心は極めて薄い状態です。

次に、これらの事業主が年少労働者を含めた全従業員に対し、適正な労務管理を遂行するうえに隘路となっている点として、「資金がない」「業者間の競争がはげしい」「顧客本位の商売であるので休日・休憩が定められない」「従業員の質がわるい」「従業員の定着がわるくまた求人難である」「同業組合の協定を

第2表 社会保険加入率

規模および業種	厚生年金 保険	健康 保険	失業 保険	労災 保険
労働者数1～4人 { 物品の販売業 工 業	9.0 8.9	17.7 21.1	6.5 12.2	17.7 47.8
労働者数5～49人 { 物品の販売業 工 業	69.8 74.6	76.7 77.9	64.5 69.2	41.6 89.1

各保険とも工業主は従業員に独立の機会を与え、自己部門と比較して商号（のれん）の使用を認め、店舗の与、資金の融通その他経営上の援助を低くなっている。いわゆる「のれん分け制度」は南このほかに事等小企業で受けつがれてきたものです。

よいとはいえず、せむ。なかでは健康保険の加入率が最も高くなっています。

○従業員が中途で転職することなく、定年退職後して一人前になった際、事

表のとおりで、任意適用事業場は、いままでもなく、当然適用事業場でも加入状況がなかなか容易ではないと思われま

ては強制適用されません。

それだけの保険の加入率は、二〇％程度に過ぎない。これは労働者の生命や健康を脅かすものが多い。○従業員が退職する際に金品を支給する事業場は四七％ですが、退職金規定が度化されているものはごく少く、事業場の本質としていくらかの餞別金を渡すものが多い。これは労働者の生命や健康を脅かすものが多い。

六、教養、娯楽

○年少労働者のうち勤まながら卒んで出る者は二〇・七％ですが、住込の場合通勤に比べて特に就学率が低く九・一％に過ぎません(三表参照)。また通勤年

「支店の経営をまかせ月給制とする（『支店』）」「十五年勤続者には店舗を与えが、業種は本人の希望により自由とす（『業種』）」等がみられます。

人の和を乞ふに足るの金を一仕合せに贈り、
 持たせしる（具服屋）等です。また、
 新しい形としては「独立して支店を繰
 営ませ、支店が納金してチェーンを形
 成（機械工具店）」、「十一年動続者に店

の採算がとれるようになれば返却させ
る(酒屋)。「十五年以上勤続者に店師
材料を与え、事業主が保証人とな
て取引上の援助をする(材木店)」「本
人の積立金を店の資金の一部に充て

第8表 年少労働者の就学状況

通勤住込 のよび法	A		B		学 校 の 種 類				不 詳	B A × 100
	年 番	少 年 働 数	就 学 年 少 働 者 数	定 時 制 高 校	通 信 教 育	殊 算 校 記	そ の 他			
合 計	計	1,914	897	241	26	54	115	3	20.7	
	男	1,812	253	170	20	29	41	1	19.3	
	女	602	144	41	6	25	74	2	24.0	
通 勤	計	917	306	180	9	35	88	2	33.4	
	男	453	175	139	6	11	23	—	33.7	
	女	464	131	41	3	24	65	2	23.3	
住 込	計	997	91	31	17	19	27	1	9.1	
	男	859	78	31	14	18	18	1	9.1	
	女	138	13	—	3	1	9	—	9.4	

このように多数の年少者が就学を希望しているが、なお就学できない理由として「時間がない」「被れる」「家計が厳しい」「事業主が忙しい」等をあげています。一方、事業主の殆んどは年

教育によるものが比較的多いことは、
の業種の特徴でしょう。就学していな
年少者のうち四三％は就学したいとい
希望を述べています。

第 8 表	
運送 仕 住 勤 通	通勤 仕
計 男 女 計 男 女 計 男 女 計 男 女	合 通 仕

青少年労働者	
A 青少年労働者 数	B 就学青少年労働者 数
1,914	897
1,812	283
602	144
917	306
453	175
404	131
997	91
859	78
138	13



新規中学校卒業生の就職状況

ことしも中学校、高等学校から二六五万人の若者が学校を巣立つが、このうち約一〇〇万人が就職することを希望している。職業安定機関では昨年十月から本年六月末日まで新規中学校卒業生特別取扱期間として、全機能をあげてこれらの人々の就職を一層に努めている。現在すでに大部分の就職が決定しているという喜ばしい状況である。

以下これら新規卒業生のうち、年少労働者となる中学校卒業生について、その就職状況のあらましを紹介する。

一、求職の傾向

昨年十月末、職業安定局が各学校を通じて調査したところによると、本年度の卒業生見込数は一八九万人で、前年にくらべて約一万人の減少である。このうち就職を希望するものは七三万七千人（三九・〇％）であるが、更にこのうち自営業又は家族への就職希望者を除いた、他人に雇用されることを希望する者は五七万四千二人である（就職希望者の七七・九％）。これを性別に、前年同期と比較すると、今年は男女いずれも、卒業生見込者、就職希望者共に昨年よりも減少しているが、卒業生見込者の減少は、女子よりも男子が高率であるにもかかわらず就職希望者

者の減少率は逆に、女子が男子を上回っている。これは今年、女子に、家事従事

又は進学希望者が増えたのではないかと推測される。

次に雇用労働希望者を就職希望者別にみると、公共職業安定所の紹介により就職しようとする者は四二万九千人で、就職しようとする者は約十五万人で、前年よりも一三％の増加を示し、男女いす

第1表 昭和33年3月中学校卒業生に関する求人求職見込状況 (昭和33年10月末日現在)

区 分		前		比		率	
		計	男	女	計	男	女
実 数	a. 卒業生見込者数	1,888,267	958,199	930,068		%	%
	b. aのうち就職希望者数	737,028	377,182	359,846	b/a	39.0	38.7
	c. bのうち自営業又は家族への就職希望者数	574,151	298,029	276,122	c/b	77.9	76.7
	d. cのうち他人に雇用されることを希望する者数	429,652	219,792	209,860	d/c	74.8	73.7
	e. dのうち公共職業安定所に紹介される者数	62,284	26,292	25,992	e/d	9.1	8.8
	f. eのうち就職した者数	151,676	79,519	72,157	f/e	86.9	84.4
対 前 年 比	a.	同上	(-) 5.0	(-) 4.9	(注) 1. 法第25条の3の規定による学校とは職業安定法第25条の3の規定に基づき、公共職業安定所に協力して就職紹介の業務の一部を分担する学校をいう。		
	b.	同上	(-) 8.3	(-) 7.5			
	c.	同上	(-) 2.7	(-) 1.7			
	d.	同上	(+) 0.2	(+) 1.8			
	e.	同上	(-) 11.7	(-) 10.8			
	f.	同上	(+) 13.0	(+) 16.4			

(3) 産業別求人見込状況

産 業 別	実 数			対 前 年 比		
	計	男	女	計(%)	男(%)	女(%)
a. 合計	864,063	182,219	181,884	(+) 14.3	(+) 20.7	(+) 8.5
b. 農林水産業	1,363	880	483	(+) 58.1	(+) 131.0	(+) 228.6
c. 建設業	889	832	57	(+) 159.1	(+) 13.2	(-) 28.8
d. 製造業	5,462	5,225	237	(+) 37.2	(+) 38.0	(+) 20.8
e. 電気・ガス・熱供給・水道業	262,278	116,778	145,499	(+) 8.0	(+) 15.1	(+) 3.8
f. 1. 食料品製造業	22,700	114,278	8,488	(+) 37.5	(+) 34.5	(+) 42.8
f. 2. 繊維品製造業	89,814	7,017	82,797	(-) 2.4	(+) 14.7	(-) 3.6
f. 3. 衣服及び繊維品製造業	21,462	6,845	14,617	(+) 20.0	(+) 24.5	(+) 18.8
f. 4. 金属機械器具製造業	72,243	57,189	15,054	(+) 6.9	(+) 9.4	(-) 1.4
g. 卸売・小売業	92,140	42,880	49,260	(+) 34.6	(+) 29.8	(+) 46.1
h. 金融・保険業	517	160	357	(+) 14.9	(-) 20.2	(+) 40.1
i. 運輸・通信業	92	68	24	(+) 141.2	(+) 127.3	(+) 47.8
j. 娯楽・文化・スポーツ・その他	5,401	2,207	3,194	(+) 20.5	(+) 23.4	(-) 92.8
k. 1. 娯楽業	25,783	18,647	7,136	(+) 32.4	(+) 39.7	(+) 25.0
k. 2. 文化・スポーツ業	6,007	5,648	359	(+) 22.3	(+) 21.0	(+) 47.4
l. 1. 娯楽業	94	85	9	(+) 41.0	(-) 54.5	(-) 28.0
m. 公 務 員	89	27	62	(-) 46.6	(-) 48.7	(-) 52.0
計(中、他の職種府県の求職者の採用を予定している求職者数)	96,063	41,700	54,363	(+) 30.5	(+) 75.7	(+) 0.0

れども公共職業安定所を通過しようとする者の三分の一は女性である(第一表の一)。

二、求人傾向
前期求職見込状況と同時に何なわれ、公共職業安定所及び学校把握の求人見込数によると、求人総数は三六万四千二人で、前年同期に比し一四・三％の増加である。

これを産業別にみると製造業が最も多く(七二・二％)、次いで卸売及び小売業、サービス業、建設業、運輸通信及びその他の公益事業、その他の順であるが、製造業では、紡織業と金属機械器具等の製造業がその過半を占めている。

また前年に対比してこれを見ると、全産業の大部分がいずれも求人増加を示しているにもかかわらず、紡織業及び公務においては減少しており、繊維業界の不況がここに現われている。更に性別では、男子の金融及び保険業と公務で、また、女子の飲食・紡織業、公務、金属機械器具製造業、及び運輸通信その他の公益事業で求人減少を示しているが、農林水産業及び前記以外のその他の産業の求人増加に伴い、全産業では、男子が二〇・七％、女子が八・五％の求人増加の傾向をみせている。

なお、求人総数中、他の都道府県の求職者の採用を予定しているものは九万六千人(総数の二六・四％)で、前年よりも三〇・五％多く、大幅の増加がみられる(第一表の一)。

三、就職紹介の状況
以上のようである今年の求人、求職の傾向において、公共職業安定所と、学校(職業安定法の規定に基づき、公共職業安定所に協力して、職業紹介の業務の一部を分担する学校)が実際に取扱った就職紹介の状況みると次のようなものである。

即ち、三月末日現在における求職申込件数は五万六千二人で、前年同期とほぼ同数であるが、うち公共職業安定所への入所を希望しているものは二万九千人である。

他方、これに見合う求人数は六万五千二人で、昨年よりも約八千人の求人増となっており、前記求人傾向を裏付けている。従って求職者(公共職業安定所新入所希望者を除く)に対する求人の割合(求人率)は一二・二・四％で、前年同期に比べ七・九％上廻っている。

求人率を性別にみると、男子は一二・九％、女子は一一・五・四％で、昨年同期よりもいずれも増加しているが、特に男子が増加している。

次に、同じく三月末日現在における就職件数は三万九千五百五十人、うち公共職業安定所への入所者は一万五千二人、この、補導所入所者は希望者の約半数であるが、すでに大方の補導所の入所者が決定しているため、今後の入所者の増加はあまりみられないであろう。

就職者数を昨年同期に比較すると千三百六十人増えており、求職者数に比して

る就職者の補導所入所者を含むの割合は九三・四％で、昨年よりも八・五％増加の好結果となっている。これは昨年の求職者数は今年よりも約四万人多いにもかかわらず、就職者数は下廻っていることに基づき、神武景気といわれた昨年に比較して、金融引締等の諸政策を反映するはずの今年の現象として、求人・就職者のこのような伸長は、一見奇異に感じられるところである。

しかしながらこれは、必ずしも求人事情の好転によるものではなく、本年度は高等学校卒業生の職業紹介開始時期が二十日間早められ(九月十日実施)、これに伴って中学校卒業生に対する求人も促進され、従って就職者の決定も早期になされたことが主な原因であるとみられている。

更に就職状況を性別にみると、求職者数は、前記求職傾向において述べたように男子(三・一・七千人)が女子(二・〇・五千人)よりも多いが、就職決定者数はこれに伴っていないため、就職率は男子の九二・九％に対して、女子は九四・〇％と優位を示している。

これを前年同期に比較すると、今年男子が九・五％、女子が八・一％いずれも上昇している(第二表)。

第2表 昭和32年度(昭和33年3月卒)新規中学校卒業生職業紹介状況 (昭和33年3月末日現在)

区 分	昭和33年3月末日現在			昭和32年3月15日現在		
	計	男	女	計	男	女
a. 求職申込件数	561,797	296,106	265,691	561,950	285,701	276,249
b. 公共職業安定所新入所希望者数	(29,841)	(28,948)	(5,893)	—	—	—
c. 求職者実数	422,974	217,181	205,793	403,744	232,048	231,696
d. 求職者実数(求職申込件数から求職者実数を算出)	27,769	15,409	12,360	69,839	38,497	31,342
e. 求人率(求職者実数/求職申込件数)	651,094	351,249	299,800	643,635	342,673	300,862
f. 就職件数	122.4	120.1	115.4	114.5	119.9	108.9
g. 就職率(就職件数/求職者実数)	379,398	188,832	190,566	381,858	183,774	198,084
h. 就職率(就職件数/求職申込件数)	15,867	12,940	2,927	12,047	9,777	2,270
i. 就職率(就職件数/求人)	93.4	92.9	94.0	84.9	83.4	80.5

(注) 1. 本表の数字は公共職業安定所及び法第25条の3の学校関係からの合計数である。
2. 32年3月15日現在の数字は公共職業安定所及び法第25条の3の学校関係からの合計数である。
3. b欄の()はa欄の内数である。

第三十條 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されるときは、補導処分を執行する期間を満了したとき、その執行を受け終つたものとする。

(更生保護)

第三十一條 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二十三号)の適用については、婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分を執行を受けた者にとされるときは、同法第一号に掲げる者となし、補導処分による身体拘束、婦人補導院の長及び仮退院は、それぞれ、刑事上の手続による身体拘束、監獄の長及び仮出獄とみなす。

(執行猶予期間の短縮)

第三十二條 婦人補導院から退院した者及び第三十條の規定により補導処分を執行を受けた者にとされるときは、退院した時又は補導処分の執行を受け終つたとき、その執行猶予の期間を満了したものとみなす。

(補導処分の失効)

第三十三條 刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の執行がその効力を失つたとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分を付する旨の言渡は、その効力を失ふ。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日

から施行する。

2 更生緊急保護法の一部を次のように改正する。

第一條中「第四十條」を「第四十條第二項(更生防止法(昭和三十一年法律第二十八号)第二十六條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)」に改める。

婦人補導院法

(昭和三十三年四月一日法律第二十七号)

第一條 婦人補導院は、更生防止法(昭和三十一年法律第二十八号)第十七條の規定により補導処分を受けた者を収容し、これを更生させるために必要な補導を行う施設とする。

(補導)

第二條 婦人補導院で行う補導は、規律ある生活のもとで、在院者を社会生活に適應させるために必要な生活指導及び職業の指導を行い、並びにその更生の助けとなる心身の障害に対する医療を行うものとする。

2 在院者に対する生活指導は、相談、助言その他の方法により、婦人の自由と尊厳を尊重し、家事その他の基礎的教養を授け、その情懷を豊かにせるとともに、在院者が勤勞の精神を身に付け、その他自立の精神を体得するように、これを指導するものとする。

3 補導は、在院者の個性、心身の状況、家庭その他の環境等を考慮して、その者に最も適当な方法で行わなければならない。

(分類処遇)

第三條 在院者の処遇は、本人の性格、

医療の要否その他の法律命令で定める基準により、在院者を適當な級に分類して行うものとする。

(賞与金)

第四條 職業の補導を受けた者に対しては、法律命令の定めるところにより、賞与金を与えることができる。

(自己勞働)

第五條 婦人補導院の長は、在院者が自己の収支において勞働することを願ひ出たときは、これを行わせることができる。

(給養)

第六條 在院者には、婦人にふさわしい一定の被服及び寝具を貸与し、並びに糧食及び飲料を給する。

2 婦人補導院の長は、婦人補導院の規定上及び衛生上支障がないと認めるときは、被服、寝具、糧食又は飲料の自弁を許すことができる。

(健康診断)

第七條 婦人補導院の長は、婦人補導院の医師に、入院時及びその後少くとも一箇月に一回、在院者の健康診断を行わせるものとする。

2 前項の健康診断にあつては、婦人補導院の医師は、その診断に必要な限度において、採血その他の医学的処置をとることができる。

(面会及び通信)

第八條 婦人補導院の長は、在院者の更生が助けられ、又は婦人補導院の保安上支障が生ずると認めるときは、在院者の面会について、これを制限し、又は禁止し、及び通信について、その更生の助けとなり、又は保安上の支障となる箇所を制限することができる。

2 婦人補導院の長は、在院者の發受する通信によつてその更生が助けられ、

又は婦人補導院の保安上支障が生ずるおそれがあるとき、これを制限し、又は禁止し、及び通信について、その更生の助けとなり、又は保安上の支障となる箇所を制限することができる。

(臨時外出)

第九條 婦人補導院の長は、在院者に特別の理由がある場合において、補導上支障がないときは、在院者を臨時に外出させることができる。

(賞)

第十條 婦人補導院の長は、在院者が善行をし、その補導の成績を著しく向上し、又は一定の技能を修得した場合に、法律命令の定めるところにより、賞を与えることができる。

(懲戒)

第十一條 婦人補導院の長は、在院者が婦人補導院において遵守すべき事項に違反したときは、次の各号に掲げる懲戒を行うことができる。

一 戒告をすること。

二 十日をこえない期間謹慎室で反省させること。

2 前項第二号の懲戒は、情状により、その執行を停止し、停止し、又は免除することができる。

(手当金)

第十二條 在院者が職業の補導を受けるに際して、賃金、又は疾病にかかつた場合において、これによつて死亡したとき、身体に障害が残つたとき、又は退院時若しくは退院時までになおらないときは、法律命令の定めるところにより、手当金を与えることができる。

2 前項の手当金のうち、死亡の場合の手当金は、本人の遺族に支給し、その他の場合の手当金は、退院又は仮退院の際本人に支給する。

第十三條 婦人補導院の長は、在院者が所持し、又は在院者において送附された金銭、被服その他の物を領置して、これを安全に保管しなければならない。ただし、保管の価値のない物又は保管に適しない物は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する物について、在院者が相當の処分をしないときは、これを売却してその代金を領置し、又は附屬することができ。

(学校の援助)

第十四條 婦人補導院の長は、その婦人補導院の所在地を管轄する矯正管区の長の承認を経て、学校、病院、事業所、宗教団体、婦人団体又は学識経験のある者に委嘱して、在院者に対する補導に関する援助を求めることができる。

2 前項の場合において、婦人補導院の長は、在院者を事業所等にかよわせ、その他婦人補導院外で職業の補導を行うことができる。

3 婦人補導院の長は、矯正職員、警察官その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

(保護具)

第十五條 在院者が暴行又は自殺をするおそれがある場合において、これを防止するためやむを得ないときは、法務省令の定めるところにより、保護具を使用することができる。

2 保護具の使用は、婦人補導院の長の許可を受けなければ行つてはならない。ただし、緊急を要する状態にあつて、その許可を受けるいとまのないときは、この限りでない。

3 保護具は、被使用者の両手を腰部に

抑止する構造のものとし、その製式は、法務省令で定める。

(連戻)

第十六條 在院者が逃走したときは、婦人補導院の職員は、逃走後四十八時間に限り、これを連れ戻すことができる。婦人補導院の職員による連戻しが困難である場合において、婦人補導院の長から連戻しについて援助を求められた警察官も、同様とする。

2 在院者の逃走後四十八時間を経過したときは、検査官は、連戻収容状を発することができ。

3 前項の連戻収容状については、更生防止法第二十二條第三項から第五項まで及び第二十七條第五項の規定を準用する。この場合において、同法第二十七條第五項中「仮退院を取り消された者」とあるのは、「婦人補導院から逃走した者」と読み替へるものとする。

(子の保育)

第十七條 婦人補導院の長は、在院者の子で一歳に満たないものについて、やむを得ない理由があるときは、これを適當な保護者又は児童福祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育させることができる。

2 前項の子は、特に必要があると認めるときは、満一歳に至つた後も、その者に保育させることができる。

(旅費及び衣類の給与)

第十八條 婦人補導院から退院し、又は仮退院する者が帰住旅費又は相當の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、これに旅費又は衣類を給与することができる。

(死亡者等の遺留金)

第十九條 婦人補導院の長は、在院中に死亡した者の遺留金品について、その

者の遺族から請求があつたときは、請求者にこれを交付するものとする。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

3 婦人補導院に収容中に逃走した者の遺留金品は、逃走の日から一年以内に本人の居所が分らないときは、国庫に帰属する。

(実地監査)

第二十條 法務大臣は、少くとも一年に一回、その職員を指定して、婦人補導院の実地監査を行わせなければならない。

(処遇に関する事項)

第二十一條 この法律で定めるもののほか、在院者の処遇に關し必要な事項は、法務省令で定める。

2 婦人補導院の長は、法務大臣の認可を受けて、在院者の処遇に關する細則を定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三條中「少年院若しくは少年補導院」を「監獄、少年院若しくは婦人補導院」に改める。

(精神衛生法の一部改正)

精神衛生法(昭和二十五年法律第百

四十九号)の一部を次のように改正する。

(公職選挙法の一部改正)

公職選挙法(昭和二十五年法律第百

四十九号)の一部を次のように改正する。

(少年院若しくは少年補導院)

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

少年院若しくは少年補導院に在院する

★新聞を配る少年像の除幕式★

東京に結成された「新聞を配る少年保護育成の会」では、安藤彫刻家朝倉操子氏に新聞を配る少年像の製作を依頼していたが、一年がかりでこのほど完成した。五月三十一日午後一時から、除幕式が行われた。新聞の束をかかえた等身大のブロンズ像で港区麻布盛岡町の有栖川宮記念公園の木陰に据えつけられた。当日は製作者やモデルになった林茂道君をはじめ、約五十人の新聞配達少年が出席、安井都知事、谷野婦人少年局長などの祝辞があり、「僕は少年新聞やクマの感謝で読んでます」の歌が歌われた。

雨にも風にも

労働省婦人少年局編

B 6 判 218 頁・写真さしえ入
定価 200 円 下 24 円

労働大臣賞に輝く

働く年少者の生活記録全 50 篇

この種の作文はとなく賞状
というところがアタマにこびり
ついて、ことさらに自分を
つばな模範勤労少年に見せる
ため、あるいは職場の上役
に、あるいは本心をゆがめる
気がある。しかし、ほんとは
あんなにも、あんなにも、
さういふものがほとんど見
れなかつたのは、大きな進
歩だ。彼らは実に誠実であり、
正面から人生と取り組んで
いる。これが何より強い印象
を残した。またありふれた
も深い情熱をもち、一日も
早く仕事を覚え、世のなか
に立つ人間になりたいと念
願し、先輩の手きびしい指導
にたえ、ひたむきに精進して
います。
こういふ少年少女たちの生
活を明るく豊かにし、その
苦に正しく向き合っている
となの責任です。この作文
といわば、おとなたちへの警
鐘といつていいでしょう。

おとなへの警鐘
毎日新聞論説委員
五島貞次

日本図書館協会選定

発行所 教養社

東京都千代田区神田三崎町 2-1
電話 九段 (33) 4104, 振替東京 98469 番

日本図書館協会選定図書
生活指導の一大指針!!

最新刊・発売中

元労働省職業補導課長補佐
茨城総合職業補導所長

村中兼松著

B 6 判上製本 本文 276 頁
頒価 300 円 下 32 円

青少年の生活指導

— 働く青少年を中心として —

本書は職業補導と生活指導の理論と実際に通暁しておられる心理学専攻の著者が、生活指導に対する蘊蓄を傾けた年余に亘る一大労作である。道徳教育殊に青少年のしつけ、生活指導の必要が叫ばれている今日、本書のもつ意義は極めて深く且つ大きい。生活指導担当者には何よりの示唆と指針を与えてくれる。学校、職業補導所、技能者養成所教官・指導員、会社工場教育訓練担当者の必備書。

〈本書の主内容〉

- ◇刊行の言葉 稲葉格造
- ◇生活指導の必要
- ◇生活指導の意味と領域
- ◇青少年の理解
- ◇生活指導の方法
- ◇生活指導の計画と実施

お申込は

東京都千代田区
大手町 2-6

日本勤労者教育協会

振替・東京 170680
Tel. (20) 4325